第131回宍粟市議会定例会　提出議案等一覧（令和８年11月27日提出分）

議案番号	件　　名
第　116　号議案	令和８年度宍粟市一般会計補正予算（第４号）
第　117　号議案	令和８年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第　118　号議案	令和８年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
第　119　号議案	令和８年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
第　120　号議案	令和８年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第２号）
第　121　号議案	宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
第　122　号議案	宍粟市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
第　123　号議案	宍粟市下水道条例の一部改正について
第　124　号議案	宍粟市生活排水処理施設条例の一部改正について
第　125　号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第　126　号議案	宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
第　127　号議案	宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第　128　号議案	宍粟市郷土資料館条例の一部改正について

第131回宍粟市議会定例会　提出議案等一覧（令和８年11月27日提出分）

議案番号	件　　名
第　129　号議案	債権の放棄について
第　130　号議案	伊沢の里等に係る指定管理者の指定について
第　131　号議案	山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について
第　132　号議案	道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について
第　133　号議案	道の駅「はが」等に係る指定管理者の指定について
第　134　号議案	原観光りんご園に係る指定管理者の指定について
第　135　号議案	原不動滝公園施設に係る指定管理者の指定について
第　136　号議案	スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について
第　137　号議案	宍粟市波賀Ｂ＆Ｇ海洋センター等に係る指定管理者の指定について
第　138　号議案	つちのこホールに係る指定管理者の指定について
第　139　号議案	音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定について
第　140　号議案	ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について
第　141　号議案	道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について

第131回宍粟市議会定例会　提出議案等一覧（令和８年11月27日提出分）

議案番号	件　　名
第　142　号議案	一宮温泉「まほろばの湯」等に係る指定管理者の指定について
第　143　号議案	宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について
第　144　号議案	第３次宍粟市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について

第116号議案

令和８年度宍粟市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度宍粟市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ268,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,908,925千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　　福　元　晶　三

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		40,140	1,019	41,159
	1 分担金	10,499	1,019	11,518
15 国庫支出金		3,000,213	57,257	3,057,470
	1 国庫負担金	2,065,233	57,257	2,122,490
16 県支出金		1,871,653	18,022	1,889,675
	1 県負担金	918,257	13,627	931,884
	2 県補助金	869,524	4,395	873,919
18 寄附金		303,751	1,101	304,852
	1 寄附金	303,751	1,101	304,852
20 繰越金		570,322	158,949	729,271
	1 繰越金	570,322	158,949	729,271
21 諸収入		826,280	30,100	856,380
	4 雑入	487,109	30,100	517,209
22 市債		1,037,409	1,900	1,039,309
	1 市債	1,037,409	1,900	1,039,309
歳入合計		25,640,577	268,348	25,908,925

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,528,450	12,407	4,540,857
	1 総務管理費	4,095,292	8,794	4,104,086
	2 徴税費	202,192	2,000	204,192
	3 戸籍住民基本台帳費	190,473	1,613	192,086
3 民生費		7,789,508	121,763	7,911,271
	1 社会福祉費	4,406,378	79,539	4,485,917
	2 児童福祉費	2,994,970	2,222	2,997,192
	3 生活保護費	388,159	40,002	428,161
4 衛生費		2,923,749	4,872	2,928,621
	1 保健衛生費	1,505,961	4,872	1,510,833
5 農林水産業費		1,368,714	△1,955	1,366,759
	1 農業費	1,020,029	△1,955	1,018,074
6 商工費		816,769	6,156	822,925
	1 商工費	816,769	6,156	822,925
8 消防費		1,059,324	641	1,059,965
	1 消防費	1,059,324	641	1,059,965
9 教育費		2,368,649	116,215	2,484,864
	3 中学校費	293,009	61,719	354,728
	5 社会教育費	439,319	10,252	449,571
	6 保健体育費	718,129	44,244	762,373
10 災害復旧費		24,304	8,249	32,553
	1 農林水産業施設災害復旧費	24,303	8,249	32,552
歳出	合計	25,640,577	268,348	25,908,925

第　２　表　　繰　越　明　許　費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
土　木　費	道　路　橋　梁　費	橋　梁　長　寿　命　化　修　繕　事　業	23,000
教　育　費	中　学　校　費	千　種　中　学　校　体　育　館　改　修　事　業	58,596
教　育　費	保　健　体　育　費	スポニックパーク一宮高圧ケーブル等更新事業	13,334
教　育　費	保　健　体　育　費	一宮波賀学校給食センター厨房機器更新事業	17,674

第　３　表　　債　務　負　担　行　為　補　正

追　加

（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
生　活　困　窮　者　就　労　準　備　支　援　業　務　委　託	令和９年度から令和１１年度まで	15,317
生　活　困　窮　者　家　計　改　善　支　援　業　務　委　託	令和９年度から令和１１年度まで	5,407
被　保　護　者　就　労　準　備　支　援　業　務　委　託	令和９年度から令和１１年度まで	15,317

第　４　表　　地　方　債　補　正

追　加

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
災　害　復　旧　事　業	1,900	証 書 借 入	年利５．０％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　総　括
　歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
13　分　担　金　及　び　負　担　金	40,140	1,019	41,159
15　国　　庫　　支　　出　　金	3,000,213	57,257	3,057,470
16　県　　支　　出　　金	1,871,653	18,022	1,889,675
18　寄　　附　　金	303,751	1,101	304,852
20　繰　　越　　金	570,322	158,949	729,271
21　諸　　収　　入	826,280	30,100	856,380
22　市　　債	1,037,409	1,900	1,039,309
歳　入　合　計	25,640,577	268,348	25,908,925

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	4,528,450	12,407	4,540,857	500			11,907
3　民生費	7,789,508	121,763	7,911,271	67,291			54,472
4　衛生費	2,923,749	4,872	2,928,621			1,101	3,771
5　農林水産業費	1,368,714	△1,955	1,366,759				△1,955
6　商工費	816,769	6,156	822,925	4,691			1,465
8　消防費	1,059,324	641	1,059,965				641
9　教育費	2,368,649	116,215	2,484,864				116,215
10　災害復旧費	24,304	8,249	32,553	3,000	1,900	1,019	2,330
歳出合計	25,640,577	268,348	25,908,925	75,482	1,900	2,120	188,846

2　歳　入

（款）　13 分担金及び負担金　　（項）　1 分担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
4 災害復旧費分担金	3	1,019	1,022	1 農地災害復旧費分担金	1,019	農地災害復旧費分担金	1,019
計	10,499	1,019	11,518				

（款）　15 国庫支出金　　（項）　1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	2,065,232	57,257	2,122,489	1 社会福祉費負担金	27,256	障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金 障害者自立支援給付費負担金 障害者医療費負担金	6,395 16,718 4,143
				3 生活保護費負担金	30,001	生活扶助費等国庫負担金 医療扶助費等国庫負担金 介護扶助費等国庫負担金	11,864 16,679 1,458
計	2,065,233	57,257	2,122,490				

（款）　16 県支出金　　（項）　1 県負担金

2 民生費県負担金	909,066	13,627	922,693	1 社会福祉費負担金	13,627	障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金 障害者自立支援給付費負担金 障害者医療費負担金	3,197 8,359 2,071
計	918,257	13,627	931,884				

（款）　16 県支出金　　（項）　2 県補助金

1 総務費県補助金	14,983	297	15,280	1 総務管理費補助金	297	市町振興支援交付金 マルチワーク組合支援事業補助金	△203 500
2 民生費県補助金	216,229	1,098	217,327	1 社会福祉費補助金	1,098	母子家庭等医療費給付事業補助金 医療支援型グループホーム運営支援事業補助金	660 438

（款） 16 県支出金　　（項） 2 県補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分	節 金 額	説 明	
9 災害復旧費県補助金	16,000	3,000	19,000	3 農地災害復旧費補助金	3,000	農地災害復旧費補助金	3,000
計	869,524	4,395	873,919				

（款） 18 寄附金　　（項） 1 寄附金

3 ふるさとづくり寄附金（企業版）	1,000	300	1,300	1 ふるさとづくり寄附金（企業版）	300	ふるさとづくり寄附金（企業版）	300
5 衛生費寄附金	0	801	801	1 保健衛生総務費寄附金	801	保健衛生総務指定寄附金	801
計	303,751	1,101	304,852				

（款） 20 繰越金　　（項） 1 繰越金

1 繰越金	570,322	158,949	729,271	1 前年度繰越金	158,949	前年度繰越金	158,949
計	570,322	158,949	729,271				

（款） 21 諸収入　　（項） 4 雑入

7 雑入	369,034	30,100	399,134	2 民生費雑入	27,971	前年度後期高齢健診事業費補助金 前年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算返還金	191 27,780
				4 農林水産業費雑入	2,129	前年度中山間地域等直接支払交付金返還金 シカ緊急捕獲拡大事業負担金清算還付金	99 2,030
計	487,109	30,100	517,209				

（款） 22 市債　　（項） 1 市債

11 災害復旧事業債	0	1,900	1,900	1 農林水産業施設災害復旧事業債	1,900	補助災害復旧事業債（農地）	1,900

（款） 22 市債　　（項） 1 市債　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
計	1,037,409	1,900	1,039,309			

3　歳　出

（款）　2 総務費　　（項）　1 総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5財産管理費	388,303	2,894	391,197				2,894	10需用費	2,894	電気代	2,894
9地域振興費	250,616	5,900	256,516	500			5,400	18負担金、補助及び交付金	5,900	マルチワーク組合支援補助金	5,900
計	4,095,292	8,794	4,104,086	500			8,294				

（款）　2 総務費　　（項）　2 徴税費

2賦課徴収費	78,177	2,000	80,177				2,000	22償還金、利子及び割引料	2,000	過誤納還付金	2,000
計	202,192	2,000	204,192				2,000				

（款）　2 総務費　　（項）　3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	190,473	1,613	192,086				1,613	1報酬	1,368	会計年度任用職員報酬	1,368
								4共済費	85	会計年度任用職員社会保険料等	85
								8旅費	139	会計年度任用職員通勤費用弁償	139
								22償還金、利子及び割引料	21	前年度マイナンバーカード交付事務費補助金返還金	21
計	190,473	1,613	192,086				1,613				

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費

1社会福祉総務費	959,691	△4,691	955,000	△4,691				3職員手当等	△947	会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	△514 △433

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								8旅費	△66	会計年度任用職員通勤費用弁償	△66
								11役務費	△2,500	郵便料	△2,500
								12委託料	△375	システム構築業務委託料	△375
								18負担金、補助及び交付金	△803	食料品物価高騰に対する生活応援給付金	△803
3社会福祉施設費	53,177	1,700	54,877				1,700	10需用費	1,700	電気代	1,700
4障がい者福祉費	158,746	14,096	172,842	9,592			4,504	19扶助費	12,790	障がい児福祉サービス費	12,790
								22償還金、利子及び割引料	1,306	前年度障害児入所給付費県費負担金精算返還金	1,306
5障がい者総合支援費	1,367,390	43,378	1,410,768	31,729			11,649	18負担金、補助及び交付金	876	医療支援型グループホーム運営支援事業補助金	876
								19扶助費	41,724	自立支援医療費（更生医療） 障がい福祉サービス費	8,287 33,437
								22償還金、利子及び割引料	778	前年度障害者医療費県費負担金精算返還金	778
6在宅介護支援費	864,928	23,492	888,420				23,492	12委託料	7,078	外出支援サービス事業委託料	7,078
								27繰出金	16,414	介護保険事業特別会計繰出金	16,414
9後期高齢者医療費	763,443	556	763,999				556	22償還金、利子及び割引料	556	前年度後期高齢者健康診査補助金精算返還金 前年度保健事業と介護予防の一体	40

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										的実施業務委託料精算返還金	516
11母子等医療助成費	6,887	1,008	7,895	660			348	12委託料	17	審査支払業務委託料	17
								19扶助費	991	母子家庭等医療費	991
計	4,406,378	79,539	4,485,917	37,290			42,249				

（款）　3 民生費　　（項）　2 児童福祉費

1児童福祉総務費	69,681	99	69,780				99	8旅費	99	会計年度任用職員通勤費用弁償	99
4児童福祉施設費	460,590	1,467	462,057				1,467	10需用費	1,467	電気代	1,467
7少子化対策事業費	503,510	656	504,166				656	22償還金、利子及び割引料	656	過年度出産・子育て応援交付金精算返還金	656
計	2,994,970	2,222	2,997,192				2,222				

（款）　3 民生費　　（項）　3 生活保護費

2生活保護扶助費	332,168	40,002	372,170	30,001			10,001	19扶助費	40,002	生活扶助費 住宅扶助費 医療扶助費 介護扶助費 施設事務費	5,503 2,827 22,239 1,944 7,489
計	388,159	40,002	428,161	30,001			10,001				

（款）　4 衛生費　　（項）　1 保健衛生費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1保健衛生総務費	1,145,420	801	1,146,221			801		10需用費	401	文具消耗器材	401
								17備品購入費	400	備品購入費	400
3保健事業費	58,871	301	59,172			300	1	10需用費	301	文具消耗器材	301
6火葬場費	101,926	3,770	105,696				3,770	10需用費	3,770	施設管理用燃料代 電気代	1,847 1,923
計	1,505,961	4,872	1,510,833			1,101	3,771				

（款）　5 農林水産業費　　（項）　1 農業費

3農業振興費	351,358	△1,955	349,403				△1,955	18負担金、補助及び交付金	△2,030	シカ緊急捕獲拡大事業負担金	△2,030
								22償還金、利子及び割引料	75	前年度中山間地域等直接支払交付金返還金	75
計	1,020,029	△1,955	1,018,074				△1,955				

（款）　6 商工費　　（項）　1 商工費

2商工業振興費	450,224	4,691	454,915	4,691				18負担金、補助及び交付金	4,691	産業立地促進助成金	4,691
4観光施設費	218,552	1,465	220,017				1,465	18負担金、補助及び交付金	1,465	指定管理施設修繕等負担金	1,465
計	816,769	6,156	822,925	4,691			1,465				

（款）　8 消防費　　（項）　1 消防費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4防災センター管理費	32,772	641	33,413				641	10需用費	641	電気代	641
計	1,059,324	641	1,059,965				641				

（款）　9 教育費　　（項）　3 中学校費

1学校管理費	220,646	61,719	282,365				61,719	10需用費	3,123	施設修繕料	3,123
								14工事請負費	58,596	施設改修工事費	58,596
計	293,009	61,719	354,728				61,719				

（款）　9 教育費　　（項）　5 社会教育費

2図書館費	88,614	991	89,605				991	10需用費	991	電気代 物品修繕料	104 887
5文化施設運営費	57,035	9,261	66,296				9,261	14工事請負費	3,871	施設改修工事費	3,871
								18負担金、補助及び交付金	5,390	指定管理施設修繕等負担金	5,390
計	439,319	10,252	449,571				10,252				

（款）　9 教育費　　（項）　6 保健体育費

1保健体育総務費	46,823	500	47,323				500	7報償費	500	スポーツ大会出場奨励金	500
2体育施設管理費	117,192	13,939	131,131				13,939	14工事請負費	13,334	光ケーブル工事費 施設等更新工事費	2,014 11,320

（款）　9 教育費　　（項）　6 保健体育費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								18負担金、補助及び交付金	605	指定管理施設修繕等負担金	605
3学校給食運営費	554,114	29,805	583,919				29,805	10需用費	12,131	文具消耗器材 施設管理用燃料代 水道代 電気代 物品修繕料 施設修繕料	1,100 2,724 871 2,188 2,240 3,008
								14工事請負費	17,674	設備等更新工事費	17,674
計	718,129	44,244	762,373				44,244				

（款）　10 災害復旧費　　（項）　1 農林水産業施設災害復旧費

1農地災害復旧費	1	7,999	8,000	3,000	1,900	1,019	2,080	14工事請負費	5,999	災害復旧工事費	5,999
								18負担金、補助及び交付金	2,000	単独土地改良事業補助金（農地災害復旧）	2,000
2農業用施設災害復旧費	1	250	251				250	18負担金、補助及び交付金	250	単独土地改良事業補助金（農業用施設災害復旧）	250
計	24,303	8,249	32,552	3,000	1,900	1,019	2,330				

第117号議案

令和８年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度宍粟市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,415,683千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　　福　元　晶　三

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県　支　出　金		3,169,972	2,711	3,172,683
	1 県　補　助　金	3,169,972	2,711	3,172,683
歳　入　合　計		4,412,972	2,711	4,415,683

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,702	662	73,364
	1 総務管理費	60,226	662	60,888
2 保険給付費		3,027,335	2,049	3,029,384
	1 療養諸費	2,602,720	2,049	2,604,769
歳出合計		4,412,972	2,711	4,415,683

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　総　括
　歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
5　県　　支　　出　　金	3,169,972	2,711	3,172,683
歳　　入　　合　　計	4,412,972	2,711	4,415,683

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　総務費	72,702	662	73,364	662			
2　保険給付費	3,027,335	2,049	3,029,384	2,049			
歳出合計	4,412,972	2,711	4,415,683	2,711			

2　歳　入

（款）　5 県支出金　　（項）　1 県補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　明	
				区　分	金　額		
1 保険給付費等交付金	3,169,972	2,711	3,172,683	2 特別交付金	2,711	特別調整交付金（市町村分）	2,711
計	3,169,972	2,711	3,172,683				

3　歳　出

（款）　1 総務費　　（項）　1 総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	59,949	662	60,611	662				12委　託　料	662	業務委託料	662
計	60,226	662	60,888	662							

（款）　2 保険給付費　　（項）　1 療養諸費

1療養給付費	2,583,000	2,049	2,585,049	2,049				18負担金、補助及び交付金	2,049	療養給付費	2,049
計	2,602,720	2,049	2,604,769	2,049							

第118号議案

令和８年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,171,376千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　　福　元　晶　三

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,095,908	1,761	1,097,669
	2 国庫補助金	273,275	1,761	275,036
8 繰入金		828,808	16,414	845,222
	1 他会計繰入金	803,325	16,414	819,739
歳入合計		5,153,201	18,175	5,171,376

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		141,906	18,175	160,081
	1 総務管理費	90,777	18,175	108,952
歳出合計		5,153,201	18,175	5,171,376

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　総　括
　歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4　国　　庫　　支　　出　　金	1,095,908	1,761	1,097,669
8　繰　　入　　金	828,808	16,414	845,222
歳　入　合　計	5,153,201	18,175	5,171,376

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　総務費	141,906	18,175	160,081	1,761		16,414	
歳出合計	5,153,201	18,175	5,171,376	1,761		16,414	

2　歳　入

（款）　4 国庫支出金　　（項）　2 国庫補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　明	
				区　分	金　額		
5 介護保険事業費補助金	1,226	1,761	2,987	1 現年度分	1,761	介護保険システム改修費補助金	1,761
計	273,275	1,761	275,036				

（款）　8 繰入金　　（項）　1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	803,325	16,414	819,739	4 その他一般会計繰入金	16,414	事務費等繰入金	16,414
計	803,325	16,414	819,739				

3　歳　出

（款）　1 総務費　　（項）　1 総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	90,777	18,175	108,952	1,761		16,414		12委　託　料	18,175	システム改修業務委託料	18,175
計	90,777	18,175	108,952	1,761		16,414					

第119号議案

令和８年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度宍粟市の下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事　　項	期　間	限　度　額
バキュームカー更新事業	令和９年度	16,000

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

第120号議案

令和８年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　予算第５条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

（追加）　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和９年度	2,000
医療ガス配管設備保守点検業務委託	令和９年度	2,000
消防用設備等点検及び防火対象物点検業務委託	令和９年度	1,000
清掃業務委託	令和９年度	30,000
一般廃棄物収集運搬業務委託	令和９年度	9,000

令和８年11月27日提出

宍粟市長　　福　元　晶　三

第121号議案

宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　号

宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

宍粟市特別職報酬等審議会条例（平成17年宍粟市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（委員） 第３条　審議会は、委員５人以内をもって組織し、その委員は、宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。 ［追加］ ［追加］ ［追加］ ［２・３　略］	（委員） 第３条　審議会は、委員７人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （１）　本市の区域内の公共的団体等の代表者 （２）　公募による市民 （３）　前２号に掲げる者のほか、市長が審議会の所掌事項を審議するため必要と認める者 ［２・３　略］
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和９年10月１日から施行する。

第122号議案

宍粟市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

宍粟市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　号

宍粟市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員等の旅費に関する条例（令和８年宍粟市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［(１)～(４)　略］ （５）　赴任　新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 ［(６)～(９)　略］	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［(１)～(４)　略］ （５）　赴任　市の要請により国若しくは他の地方公共団体の職員その他これらに準ずる者から引き続いて職員となった者又は専門的な知識、技術若しくは経験を必要とし、かつ、その採用が困難である職として規則で定める職に新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 ［(６)～(９)　略］
（宿泊費） 第13条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第２の１本邦の表及び２外国の表に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。	（宿泊費） 第13条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第２に掲げる区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
（宿泊手当）	（宿泊手当）

改　正　前	改　正　後
第15条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して省令別表第３の１本邦の表に定める額を上限として規則で定める額とする。	第15条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、その移動の到着地に応じ、通常要する費用の額を勘案して省令別表第３に定める額を上限として規則で定める一夜当たりの定額とする。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

第123号議案

宍粟市下水道条例の一部改正について

宍粟市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　号

宍粟市下水道条例の一部を改正する条例

宍粟市下水道条例（平成17年宍粟市条例第169号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、令第５条の７で定める基準をもって、その基準とする。 （除害施設の設置等） 第10条　法第12条の11第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 ［(１)～(42)　略］ (43)　前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第５号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値 ［２　略］	（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第３項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、令第５条の７で定める基準をもって、その基準とする。 （除害施設の設置等） 第10条　法第12条の11第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 ［(１)～(42)　略］ (43)　前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第６号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値 ［２　略］
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）附則第１条本文に規定する施行の日から施行する。

第124号議案

宍粟市生活排水処理施設条例の一部改正について

宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　号

宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例

宍粟市生活排水処理施設条例（平成17年宍粟市条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第２条関係）
（コミュニティ・プラント施設）
［略］
（農業集落排水処理施設）
<table>
<tr><th>番号</th><th>施設名</th><th>位置</th><th>処理区</th></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td>16</td><td>内海地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町岩野辺</td><td>岩野辺字内海一部区域</td></tr>
<tr><td>17</td><td>岩野辺地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町岩野辺</td><td>岩野辺一部区域</td></tr>
<tr><td>18</td><td>河内地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町河内</td><td>河内一部区域</td></tr>
<tr><td>19</td><td>西河内地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町西河内</td><td>西河内一部区域</td></tr>
<tr><td>20</td><td>下河野地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町下河野</td><td>下河野一部区域</td></tr>
<tr><td>21</td><td>鷹巣地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町鷹巣</td><td>鷹巣一部区域</td></tr>
</table>
（小規模集合排水処理施設）
</td><td>
別表第１（第２条関係）
（コミュニティ・プラント施設）
［略］
（農業集落排水処理施設）
<table>
<tr><th>番号</th><th>施設名</th><th>位置</th><th>処理区</th></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td>16</td><td>内海地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町岩野辺</td><td>岩野辺字内海一部区域</td></tr>
<tr><td>17</td><td>河内地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町河内</td><td>河内一部区域</td></tr>
<tr><td>18</td><td>西河内地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町西河内</td><td>西河内一部区域</td></tr>
<tr><td>19</td><td>下河野地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町下河野</td><td>下河野一部区域</td></tr>
<tr><td>20</td><td>鷹巣地区農業集落排水処理施設</td><td>千種町鷹巣</td><td>鷹巣一部区域</td></tr>
</table>
（小規模集合排水処理施設）
</td></tr>
</table>

改　　正　　前	改　　正　　後
［略］	［略］
備考　この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

第125号議案

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　号

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宍粟市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない者に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号又は同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない者に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号若しくは同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第７条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第７条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６

改　正　前	改　正　後
条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
［（１）・（２）　略］	［（１）・（２）　略］
（３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	（３）　当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
［２～６　略］	［２～６　略］
７　前項（同項第２号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は特区法第12条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切	７　前項（同項第２号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

改　正　前	改　正　後
に確保しなければならない。	
［(１)・(２)　略］	［(１)・(２)　略］
	(児童対象性暴力等の防止)
第13条　削除	第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
(家庭的保育事業所等内部の規程)	(家庭的保育事業所等内部の規程)
第18条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第18条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
［(１)～(５)　略］	［(１)～(５)　略］
(６)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあっては、乳児、満３歳に満たない幼児及び満３歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）	(６)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）
［(７)～(11)　略］	［(７)～(11)　略］
(職員)	(職員)
第23条　［略］	第23条　［略］
２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他	２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他

改　正　前	改　正　後
の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
［（１）・（２）　略］	［（１）・（２）　略］
［３　略］	［３　略］
（小規模保育事業の区分）	（小規模保育事業の区分）
第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。	第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。
（職員）	（職員）
第29条　［略］	第29条　［略］
２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。	２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。
［（１）・（２）　略］	［（１）・（２）　略］

改　正　前	改　正　後
（３） 満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号又は特区法第12条の４第１項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	（３） 満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
［（４） 略］	［（４） 略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
［追加］	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
［追加］	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所

改　正　前	改　正　後
	Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（職員） 第31条　［略］	（職員） 第31条　［略］
２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
［（１）・（２）　略］	［（１）・（２）　略］
（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号又は特区法第12条の４第１項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
［（４）　略］	［（４）　略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
［追加］	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
［追加］	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所

改　正　前	改　正　後
	Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（利用定員） 第35条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	（利用定員） 第35条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
（職員） 第44条　［略］	（職員） 第44条　［略］
［２　略］	［２　略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
［追加］	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
［追加］	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（職員）	（職員）

改　正　前	改　正　後
第47条　［略］	第47条　［略］
［２　略］	［２　略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
［追加］	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
［追加］	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（準用）	（準用）
第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育	第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育

改　正　前	改　正　後
事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第５号」とする。	事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」とする。
附　則	附　則
（連携施設に関する経過措置）	（連携施設に関する経過措置）
第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	第３条　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
（母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置）	
第６条　この条例の公布の日から次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第２条の施行の日の前日までの間は、第37条第４号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とあるのは「母子及び寡婦福祉法」と、「第６条第５項」とあるのは「第６条第４項」とする。	［削除］
（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）	（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）
第７条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が１となる時は、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育	第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が１となる時は、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上

改　正　前	改　正　後
士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
第８条　［略］	第７条　［略］
第９条　附則第７条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所Ａ型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。	第８条　附則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所Ａ型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
第10条　前２条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第29条第３項若しくは第44条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。	第９条　前２条の規定を適用する時は、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第29条第３項若しくは第４項若しくは第44条第３項若しくは第４項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２条の規定の適用がないものとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。
［２　略］	［２　略］
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和８年12月25日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

2　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

第126号議案

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　号

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年宍粟市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
目次	目次
［第１章・第２章　略］	［第１章・第２章　略］
第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準	第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準
［第１節・第２節　略］	［第１節・第２節　略］
第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第51条―第52条）
［第４章・第５章　略］	［第４章・第５章　略］
附則	附則
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［（１）～（５）　略］	［（１）～（５）　略］
（６）　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業をいう。	（６）　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。
［追加］	（６）の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。
［（７）～(11)　略］	［（７）～(11)　略］
［追加］	(11)の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。
［追加］	(11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以

改　正　前	改　正　後
［追加］	上保育認定子どもをいう。 (11)の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。
［(12)～(27)　略］	［(12)～(27)　略］
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　［略］	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　［略］
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認	４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法

改　正　前	改　正　後
定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
［５　略］	［５　略］
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第７条　［略］	第７条　［略］
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（特定・保育給付認定の申請に係る援助）	（教育・保育給付認定の申請に係る援助）
第９条　特定教育・保育施設は、特定・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第９条　特定教育・保育施設は、特定・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
［２　略］	［２　略］
（教育・保育の提供の記録）	（特定教育・保育の提供の記録）
第12条　［略］	第12条　［略］
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第13条　［略］	第13条　［略］
［２・３　略］	［２・３　略］
４　特定教育・保育施設は、前３項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	４　特定教育・保育施設は、前３項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

改　正　前	改　正　後
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　略］
(3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア)　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円	(ア)　教育認定子ども　77,101円
(イ)　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）	(イ)　満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）
イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）	イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）
(ア)　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	(ア)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
(イ)　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	(イ)　満３歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

改　正　前	改　正　後
［ウ　略］	［ウ　略］
［(４)・(５)　略］	［(４)・(５)　略］
［５・６　略］	［５・６　略］
(運営規程)	(運営規程)
第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
［(１)～(６)　略］	［(１)～(６)　略］
(７)　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する選考方法を含む。）	(７)　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法を含む。）
［(８)～(11)　略］	［(８)～(11)　略］
(定員の遵守)	(利用定員の遵守)
第22条　［略］	第22条　［略］
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定	第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第

改　正　前	改　正　後
子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

改　正　前	改　正　後
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるの

改　正　前	改　正　後
区分に係る利用定員の総数」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	は「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宍粟市条例第30号）第28条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第31条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第33条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宍粟市条例第30号）第27条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第27条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第27条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就	２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする

改　正　前	改　正　後
学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	
［追加］	（１）　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
［追加］	（２）　事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
［追加］	３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　［略］	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　［略］
２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的

改　正　前	改　正　後
	に利用できるよう、選考するものとする。
［追加］	３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　前項に規定する場合においては、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項に規定する場合においては、前２項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第40条　［略］	第40条　［略］
２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、保育認定子ども係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）

改　正　前	改　正　後
第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 ［（２）　略］ （３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 ［（２）　略］ （３）　当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改　正　前	改　正　後
［２～６　略］	［２～６　略］
７　前項（同項第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	７　前項（同項第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
［（１）・（２）　略］	［（１）・（２）　略］
［追加］	８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。
８　［略］	９　［略］
９　［略］	10　［略］
10　［略］	11　［略］
11　［略］	12　［略］
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
［２～６　略］	［２～６　略］
（運営規程）	（運営規程）
第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第46条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

改　正　前	改　正　後
［(１)～(６)　略］	［(１)～(６)　略］
(７)　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第２項に規定する選考方法を含む。）	(７)　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。）
［(８)～(11)　略］	［(８)～(11)　略］
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第47条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
［３　略］	［３　略］
（定員の遵守）	（利用定員の遵守）
第48条　［略］	第48条　［略］
（記録の整備）	（記録の整備）
第49条　［略］	第49条　［略］
２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
［(１)～(５)　略］	［(１)～(５)　略］
（準用）	（準用）
第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定	第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定

改　正　前	改　正　後
地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定保育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。	地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

改　正　前	改　正　後
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的	3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第52条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け

改　正　前	改　正　後
に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	る必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
［追加］	第51条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第

改　正　前	改　正　後
	８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号の」とあるのは「法第19条第２号」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す

改　正　前	改　正　後
る場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	る場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定地域型保育所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日）
2　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

第127号議案

宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　号

宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年宍粟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
［追加］	（児童対象性暴力等の防止） 第13条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和８年12月25日から施行する。

第128号議案

宍粟市郷土資料館条例の一部改正について

宍粟市郷土資料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市条例第　条

宍粟市郷土資料館条例の一部を改正する条例

宍粟市郷土資料館条例（平成17年宍粟市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（休館日） 第５条　［略］ ２　前項に規定する休館日のほか、資料館等の管理上必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。	（休館日） 第５条　［略］ ２　前項に規定する休館日のほか、資料館等の管理上必要があるときは、教育委員会は、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。
（入館の制限） 第９条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館させることができる。 （１）　秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。 ［（２）　略］	（入館の制限） 第９条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 （１）　秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者 ［（２）　略］
（使用料及び入館料） 第10条　第７条の規定による使用する者又は入館しようとする者（以下「使用者等」という。）は、別表第３に掲げる使用料又は入館料を納付しなければならない。ただし、当該使用料又は入館料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	（使用料及び入館料） 第10条　山崎歴史郷土館及びたたらの里学習館の入館料は、無料とする。
［追加］	２　第７条の規定により歴史資料館の施設若しくは資料を使用し、又は入館し

改　正　前	改　正　後
	ようとする者（以下「使用者等」という。）は、別表第３に掲げる使用料又は入館料を納付しなければならない。ただし、当該使用料又は入館料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
２　［略］	３　［略］
（特別展示品等の入館料）	
第13条　資料館等の特別展示品等に係る入館料は、2,000円の範囲内でその都度、教育委員会が定める。	［削除］
２　既に納入された入館料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、還付することができる。	
（入館料の減免）	
第14条　教育委員会は、特に必要と認めるときは、前条第１項の規定による入館料を減免することができる。	［削除］
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第15条　［略］	第13条　［略］
２　前項の規定によりたたらの里学習館の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該資料館について前条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。	２　前項の規定によりたたらの里学習館の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該資料館について第５条から前条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
３　第１項の場合において、第５条、第６条、第10条、第11条、第13条及び第14条に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。	３　第１項の場合において、第５条、第６条、第10条及び第11条に規定する部分については、教育委員会の承認を得なければならない。
４　第１項の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。	［削除］
（指定管理者の業務）	（指定管理者の業務）
第16条　［略］	第14条　［略］

改　正　前	改　正　後
（利用料金等の読み替え） 第17条　第15条の規定に基づきたたらの里学習館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第10条中（見出しを含む。）「使用料及び入館料」とあるのは「利用料金」と、「使用料又は入館料」とあるのは「利用料金」と、「別表第３に掲げる使用料又は入館料」とあるのは「別表第３に定める額の範囲内で教育委員会が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と、第11条以降の条項及び別表中「入館料」とあるのは「利用料金」と、「使用料又は入館料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。	［削除］
（損害賠償） 第18条　［略］	（損害賠償） 第15条　［略］
（運営協議会） 第19条　［略］	（運営協議会） 第16条　［略］
（組織） 第20条　［略］	（組織） 第17条　［略］
（委員の任期） 第21条　［略］	（委員の任期） 第18条　［略］
［２　略］	［２　略］
（委員長及び副委員長） 第22条　［略］	（委員長及び副委員長） 第19条　［略］
［２～４　略］	［２～４　略］
（会議） 第23条　［略］	（会議） 第20条　［略］
［２・３　略］	［２・３　略］
（庶務）	（庶務）

改　正　前

第24条　［略］

（委任）

第25条　［略］

別表第２（第５条、第６条関係）

名称	休館日	開館時間
［略］		
たたらの里学習館	（１）　毎週水曜日 （２）　12月１日から翌年の３月31日まで	午前９時から 午後５時まで

別表第３（第10条関係）

１　山崎歴史郷土館　入館料は無料とする。

２　宍粟市歴史資料館

（１）　使用料

区分	特別展示室	資料
使用料	１日につき　4,546円	１点、１日につき　2,728円以内で教育委員会が定める額
備考	準備及び片づけに要する日を含む。	

（２）　入館料

区分	一般		小・中学生	
	個人	団体	個人	団体
入館料	273円	228円	137円	91円

改　正　後

第21条　［略］

（委任）

第22条　［略］

別表第２（第５条、第６条関係）

名称	休館日	開館時間
［略］		
たたらの里学習館	（１）　毎週火曜日、水曜日 （２）　11月21日から翌年の４月19日まで	午前10時から 午後４時まで

別表第３（第10条関係）

１　使用料

区分	特別展示室	資料
使用料	１日につき　4,546円	１点、１日につき　2,728円以内で教育委員会が定める額
備考	準備及び片づけに要する日を含む。	

２　入館料

区分	一般		小・中学生	
	個人	団体	個人	団体
入館料	273円	228円	137円	91円
特別展示等に係る入館料	2,000円以内で教育委員会が定める額			
備考	団体とは、20人以上の場合をいう。 小学生未満は、無料とする。			

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>備考</td><td>団体とは、20人以上の場合をいう。
小学生未満は、無料とする。</td></tr>
</table>
3　たたらの里学習館
<table>
<tr><td>区分</td><td>一般</td><td>小・中学生</td></tr>
<tr><td>入館料</td><td>182円</td><td>91円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">小学生未満は、無料とする。</td></tr>
</table>
</td><td>［削除］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

第129号議案

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

１　債権の内容
生活保護費戻入金

２　債務者
住所　宍粟市
氏名　個人

３　放棄する債権の額
３２，４０４円

４　放棄の理由
債務者の死亡により生じた生活保護費戻入金について、相続人全員が相続を放棄していることから、上記債権の弁済の見込みがないため。

第130号議案

伊沢の里等に係る指定管理者の指定について

伊沢の里等に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
伊沢の里	宍粟市山崎町生谷214番地１ 有限会社伊沢の里	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで
ふるさと工房		
ふるさと広場		

第131号議案

山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について

山崎アウトドアランドに係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
山崎アウトドアランド	宍粟市山崎町小茅野170番地４ 小茅野生産森林組合	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第132号議案

道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について

道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
道の駅「播磨いちのみや」	宍粟市一宮町須行名510番地の１ 播磨いちのみや株式会社	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第133号議案

道の駅「はが」等に係る指定管理者の指定について

道の駅「はが」等に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
道の駅「はが」	宍粟市波賀町安賀８番地の１ 宍粟メイプル株式会社	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで
道の駅「みなみ波賀」		
フォレストステーション波賀		

第134号議案

原観光りんご園に係る指定管理者の指定について

原観光りんご園に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
原観光りんご園	宍粟市波賀町原550番地14 原不動滝観光組合	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第135号議案

原不動滝公園施設に係る指定管理者の指定について

原不動滝公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
原不動滝公園施設	宍粟市波賀町原248番地１ 原自治会	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第136号議案

スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について

スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
スポニックパーク一宮 一宮ウッディパークキャンプ場	兵庫県姫路市御国野町国分寺405－１ 神姫バスグループ共同事業体 代表団体　神姫トラストホープ株式会社	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第137号議案

宍粟市波賀Ｂ＆Ｇ海洋センター等に係る指定管理者の指定について

宍粟市波賀Ｂ＆Ｇ海洋センター等に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
宍粟市波賀Ｂ＆Ｇ海洋センター	神奈川県小田原市堀之内458番地 株式会社スポーツプラザ報徳	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで
波賀総合スポーツ公園		
波賀ふれあいサロン		
波賀市民グラウンド		
宍粟市千種Ｂ＆Ｇ海洋センター		

第138号議案

つちのこホールに係る指定管理者の指定について

つちのこホールに係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
つちのこホール	宍粟市千種町千草59－１ ちくさええとこ協議会	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第139号議案

音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定について

音水湖カヌー競技場に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
音水湖カヌー競技場	兵庫県神崎郡神河町上小田881番地146 株式会社ＭＥリゾート播磨	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第140号議案

ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について

ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
ばんしゅう戸倉スキー場 くるみの里	兵庫県養父市大屋町若杉字奥山99番地の２ 若杉高原開発企業組合	令和９年４月１日から 令和12年３月31日まで

第141号議案

道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について

道の駅「ちくさ」に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
道の駅「ちくさ」	兵庫県佐用郡佐用町安川401番地 社会福祉法人はなさきむら	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第142号議案

一宮温泉「まほろばの湯」等に係る指定管理者の指定について

一宮温泉「まほろばの湯」等に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
一宮温泉「まほろばの湯」	大阪市淀川区西中島三丁目23番９号 株式会社ビーバーレコード	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで
家原遺跡公園		
御形の里オートキャンプ場		

第143号議案

宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について

宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

公の施設名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
宍粟市千種ふれあいサロン	大阪市淀川区西中島三丁目23番９号 株式会社ビーバーレコード	令和９年４月１日から 令和15年３月31日まで

第144号議案

第３次宍粟市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について

第３次宍粟市総合計画基本構想及び前期基本計画を別紙のとおり策定したいので、宍粟市自治基本条例（平成23年宍粟市条例第４号）第24条第３項及び宍粟市議会基本条例（平成23年宍粟市条例第20号）第11条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

宍粟市長　福　元　晶　三

第３次宍粟市総合計画
前期基本計画

2026 年　月　日

目次

序論 1

1．策定の趣旨 2
2．総合計画の役割と位置付け 3
3．総合計画の構成と期間 4
4．社会情勢 5
5．市の現況と課題 7
（1）市を取り巻く状況 7
（2）市民意向【アンケート調査】 9
（3）市民意向【市民の幸福度調査】 12
（4）市民意向【シールアンケート調査】 13
（5）ワークショップ 14
（6）第２次総合計画後期基本計画の評価・検証 16
（7）まちづくり課題 16

基本構想 18

1．将来像 19
2．まちづくりの重要視点 20
3．計画の体系 22
基本目標１　活力と賑わいのあふれるまち 22
基本目標２　快適に暮らせる安全安心のまち 22
基本目標３　子育てを支え、誰もが明るく暮らせるまち 23
基本目標４　多様な個性が活躍する、時代に対応したまち 23
4．計画の推進体制 26

基本計画 27

基本目標１【活力と賑わいのあふれるまち】 29
基本目標２【快適に暮らせる安全安心のまち】 37
基本目標３【子育てを支え、誰もが明るく暮らせるまち】 45
基本目標４【多様な個性が活躍する、時代に対応したまち】 55

資料編 63

宍粟市の概況データ 64
用語解説 75

序論

１．策定の趣旨

本市では、最高規範である「宍粟市自治基本条例」に定められた、市のまちづくりの指針である総合計画に基づき、まちづくりを進めています。

2015 年度に「第２次宍粟市総合計画（以下、「第２次総合計画」という。）」を策定し、基本構想で掲げた将来像の理念「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向けて、各種施策を推進してきました。

この間、全国的な人口減少・少子高齢化のさらなる進行、大規模な自然災害の激甚化・頻発化、国際情勢の変化といった社会・経済情勢に関する数多くの課題が顕在化しています。

加えて、脱炭素をはじめとする世界的な環境保護ニーズの高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした社会全体のデジタル化の進展など、我々を取り巻く状況や環境は今まで以上に急速に変化しています。

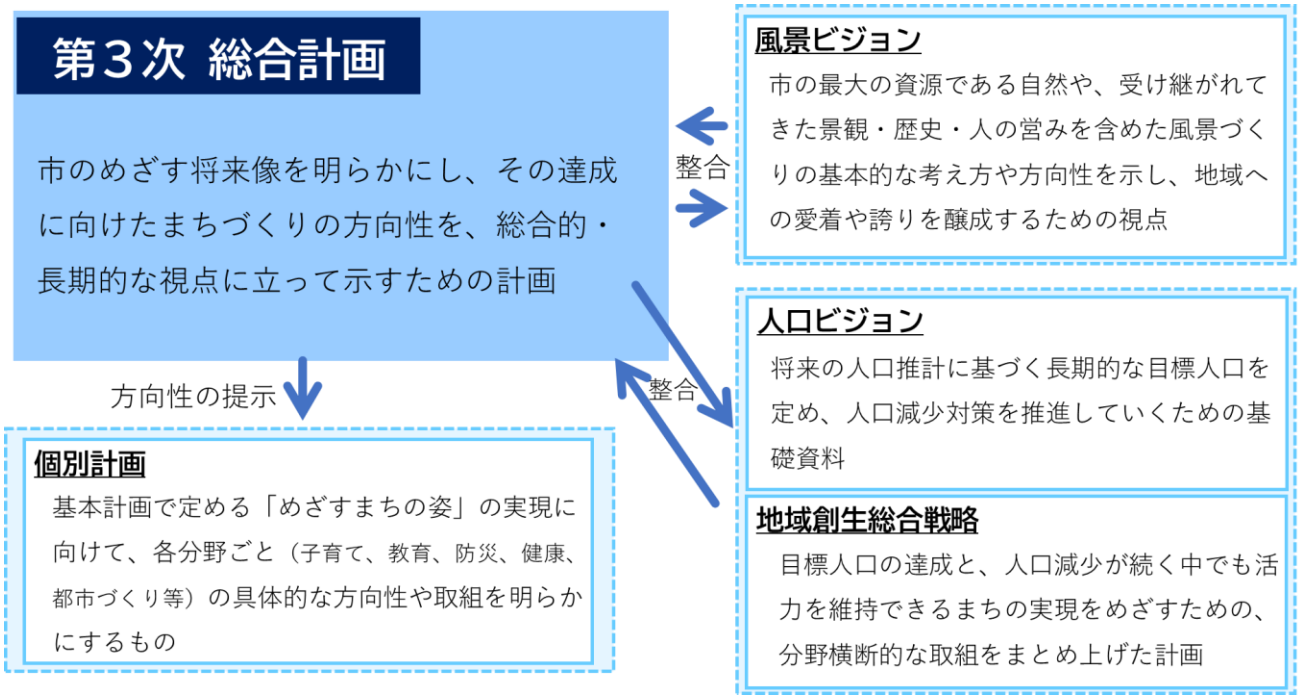
第２次総合計画の後期基本計画が、2026 年度に計画期間の満了を迎えました。今後の長期的な視点に立った持続可能なまちづくりの指針として、新たな第３次宍粟市総合計画（以下、「本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を図ることで、将来像に掲げる「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現をめざします。

2．総合計画の役割と位置付け

本市の最上位計画である総合計画は、大きく２つの役割を持っています。

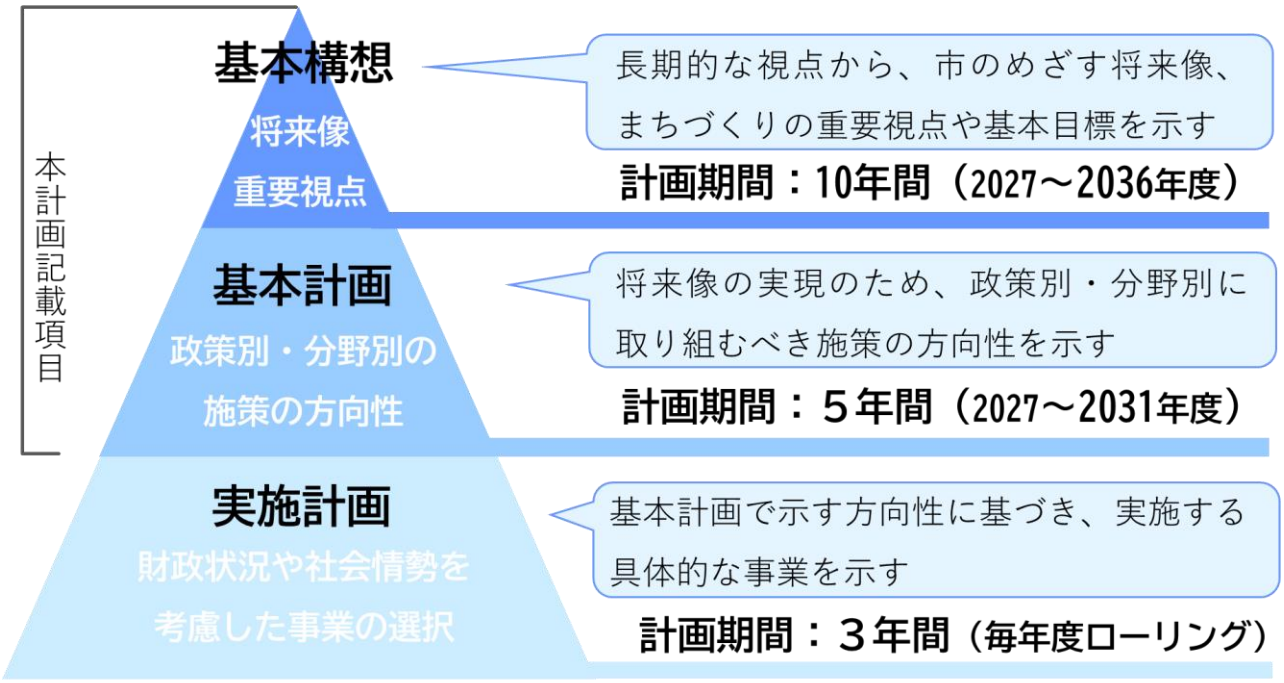


この２つの役割を果たしつつ、各計画との整合を図ってまちづくりを進めます。



3．総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成され、本計画では、基本構想と基本計画について示します。それぞれの計画期間は以下のとおりです。



4．社会情勢

少子高齢化による深刻な人口減少

我が国の総人口は減少傾向にあり、年少人口の割合は世界的に見ても極めて低く、生産年齢人口も減少が続いています。今後も人口減少が続くことが想定される中で、少子化の進行や都市活力の低下、人材不足に加え、持続可能な産業構造への転換など、さまざまな課題への対応が求められています。国においては「高齢者を支える」時代から「共に社会を形成する」時代へと方針を転換しており、誰もが活躍できる社会づくりを進め、働き手・担い手不足への対応を図っていく必要があります。

また、近年、子どもを取り巻く環境は深刻化しており、出生数の過去最少、虐待・不登校・いじめの増加、さらには 10 代の自殺が過去最多となるなど、安全で安心な環境の整備が喫緊の課題となっています。子どもに関する取組や政策を中心において考える社会として、国が掲げている「こどもまんなか社会」の実現に向け、結婚・出産希望への支援に加え、子どもが安心して暮らせる環境づくりも重要となっています。

社会経済構造の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、観光業などの地方経済を支える産業に打撃を与え、地域コミュニティの弱体化を招きました。また近年、グローバル化の進展と円安・物価高騰が国内経済に大きな影響を与えており、国民の生活は苦しい状況が続いています。

農業・林業などの第 1 次産業では、担い手が減少しており、さらに高齢化がその状況に拍車をかけています。また、後継者不足も大きな課題となっています。

国内市場の縮小に加え、生産コストと販売価格の不均衡が課題となっています。また、高齢者を中心に「買い物困難者」が増加しており、2020 年の推計では全国に 904 万人（うち 75 歳以上が 62.6%）とされていたことから、現在はさらに増加していると考えられます。

災害リスクの増大

2011 年の東日本大震災以降も、熊本県、広島県、石川県など、各地で局地的な集中豪雨、短時間強雨、土砂災害、地震などの自然災害が相次いで発生しています。これらの災害は地形や気候変動によって激甚化・頻発化しており、今後は南海トラフ巨大地震の発生も懸念されています。こうした状況の中、人命の確保をはじめ、住宅・インフラ等の被害の軽減、さらには社会経済活動の継続に向けた対策がますます重要となっています。市民一人ひとりが、災害を「他人事」ではなく、「自分事」として捉え、防災・減災意識を高めて、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という意識が醸成された地域社会を構築することが重要となっています。

価値観の多様化

近年、人々の価値観や意識は、ますます多様化・複雑化しています。人種、国籍、性別、年齢、障がいの有無などに関わらず、互いの人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、多様な価値観を尊重し、個々の能力を最大限に発揮でき、誰もが自分らしく暮らせる環境づくりが求められています。

また、働き方改革の推進やテレワークの普及、地方居住への関心の高まりなどを背景に、人々

のニーズがますます多様化・高度化する中で、物質的な豊かさだけでなく、生活の質や精神的・文化的な豊かさがまちづくりにおいて重視されています。

デジタルの力の活用

近年、情報通信機器の普及が進んだことに加え、コロナ禍を一つのきっかけとして社会の仕組みは大きく変化しています。ＩＣＴの急速な発達によって、ビッグデータの分析・活用による新たな価値の創出がなされており、ＡＩを活用した複雑な判断を伴う労働やサービス提供、最新のロボット技術による高度な作業が可能となるなど、生産効率の向上による経済的発展や、あらゆる分野での労働力不足の解消などの社会的課題への効果が期待されています。

また、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる、心豊かな暮らしの実現に向け、デジタルサービス実装の加速化や行政サービスのデジタル化、デジタル人材の育成が必要となっています。

まちづくりと公共交通

我が国においては、人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる快適な生活環境を実現することや、持続可能な都市経営を可能とすることが求められています。今後のまちづくりでは、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者や子育て世代をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を取り入れて進めていくことが提唱されています。

また、より豊かで快適な市民生活の実現に向けて、デジタルを含む先進技術をまちづくりに取り入れ、地域公共交通ネットワークの再構築や、地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開などの推進が必要です。

地球環境を考えた省資源・循環型社会への動き

温室効果ガスの排出等による地球温暖化が世界共通の問題となる中、近年ではその影響による気象災害が増加し、迅速な対応が必要とされています。

温暖化をはじめとした環境問題に対し日本では、2050 年までに温室効果ガスの排出量を日本全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を宣言しており、その達成に向けては、さらなる再生可能エネルギーの導入促進や電気自動車等の普及に加え、新たな技術革新と、その実用化が重要であるとされています。

また、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動が、資源の枯渇やエネルギー消費の増大、廃棄物の大量発生など、環境問題を深刻化させたことから、「リフューズ（断る）」「リデュース（発生抑制）」「リユース（再利用）」「リペア（修理）」「リサイクル（再資源化）」の５Ｒをはじめとする循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

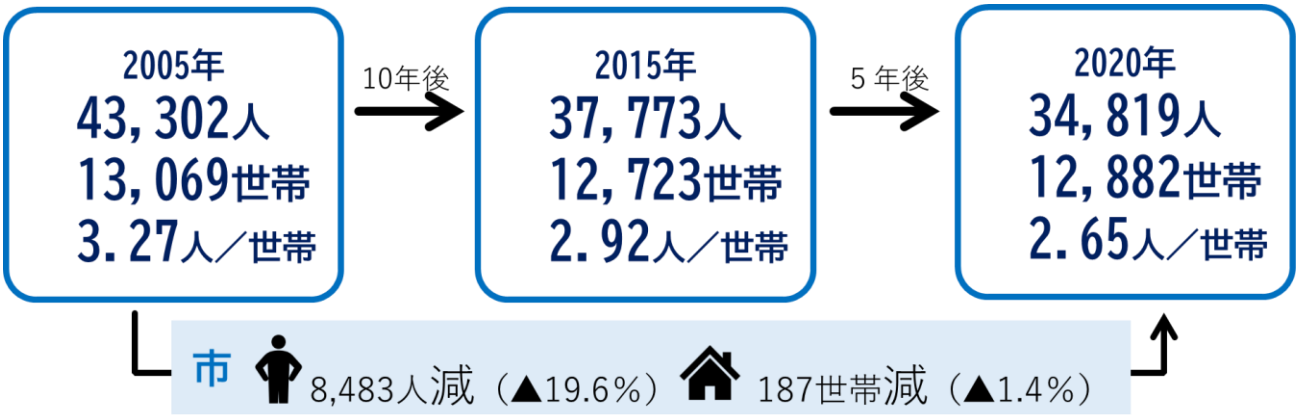
5．市の現況と課題

（1）市を取り巻く状況

●人口動態では、自然動態（出生・死亡）、社会動態（転入・転出）共に減少が続いています。
●１世帯当たりの人数についても減少しており、単独世帯の増加や核家族化の進行がみられます。孤立化や育児・介護負担の増加に対して、見守りや支援体制の強化が求められるほか、これらを要因の一つとした地域力の衰退を防ぐ必要があります。
●年少人口・生産年齢人口の減少と老年人口の増加がみられ、少子高齢化が進行しており、人口構造の変化に伴う課題への対応が求められます。
●産業構造では、第１次・第２次産業の占める割合は、国や県と比べると高く、本市の特徴・強みの一つといえるものの、減少傾向がみられます。

①総人口と世帯の推移

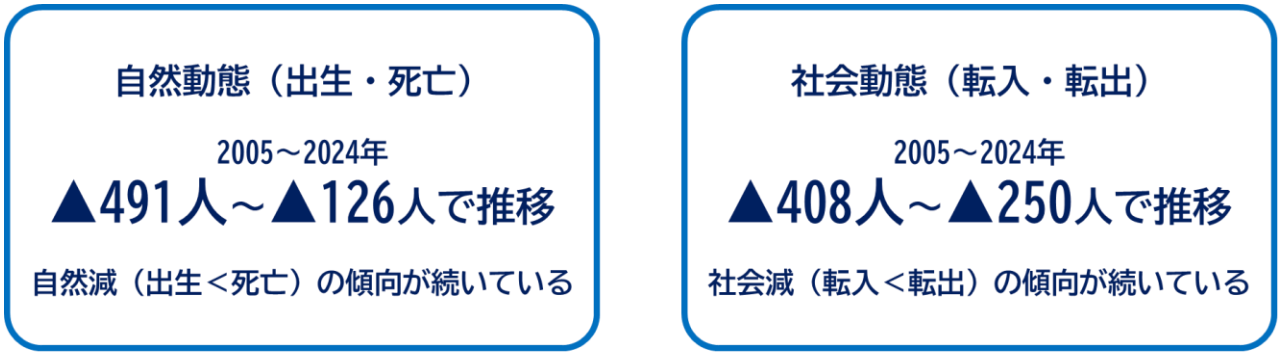
本市の人口は、減少が続いています。また、人口を世帯数で割った１世帯当たり人数についても減少しており、単独世帯の増加や核家族化の進行がみられます。



出典：総務省「国勢調査」

②人口動態

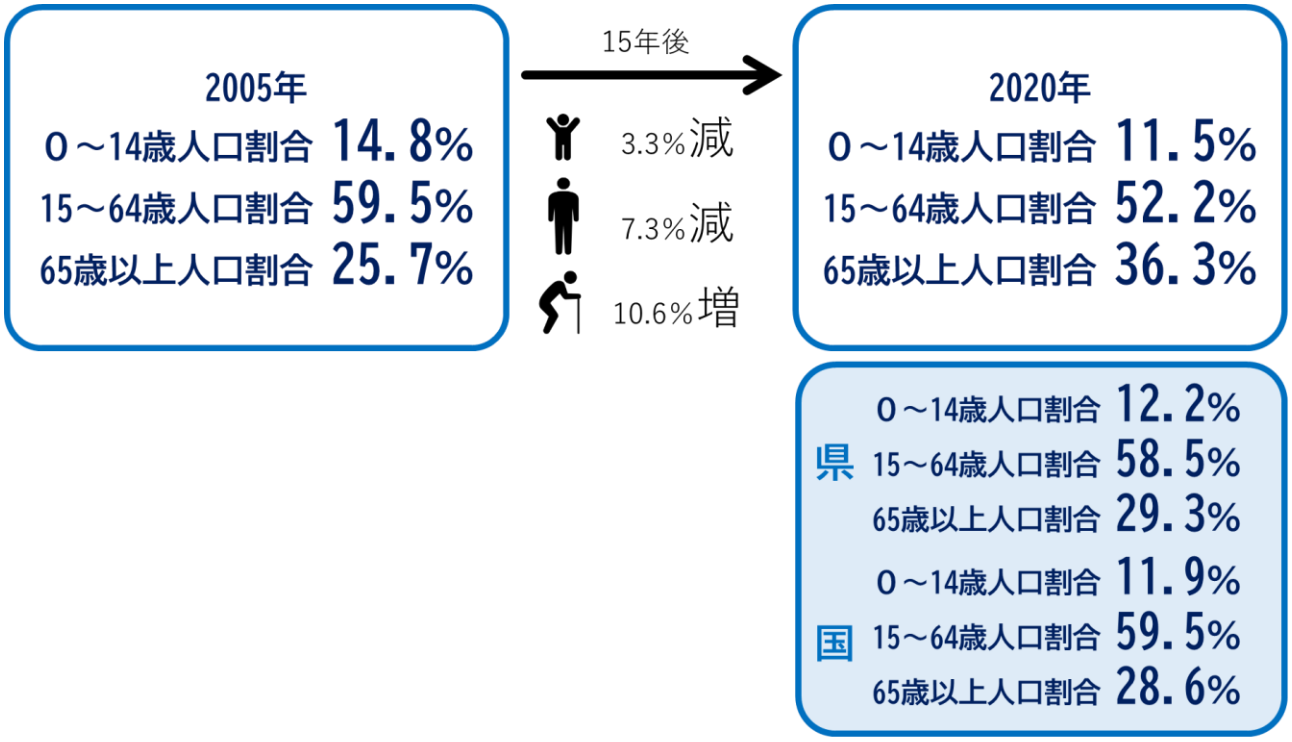
本市における人口動態は、2005 年以降一貫して減少で推移しています。



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

③年齢３区分別人口比率の推移

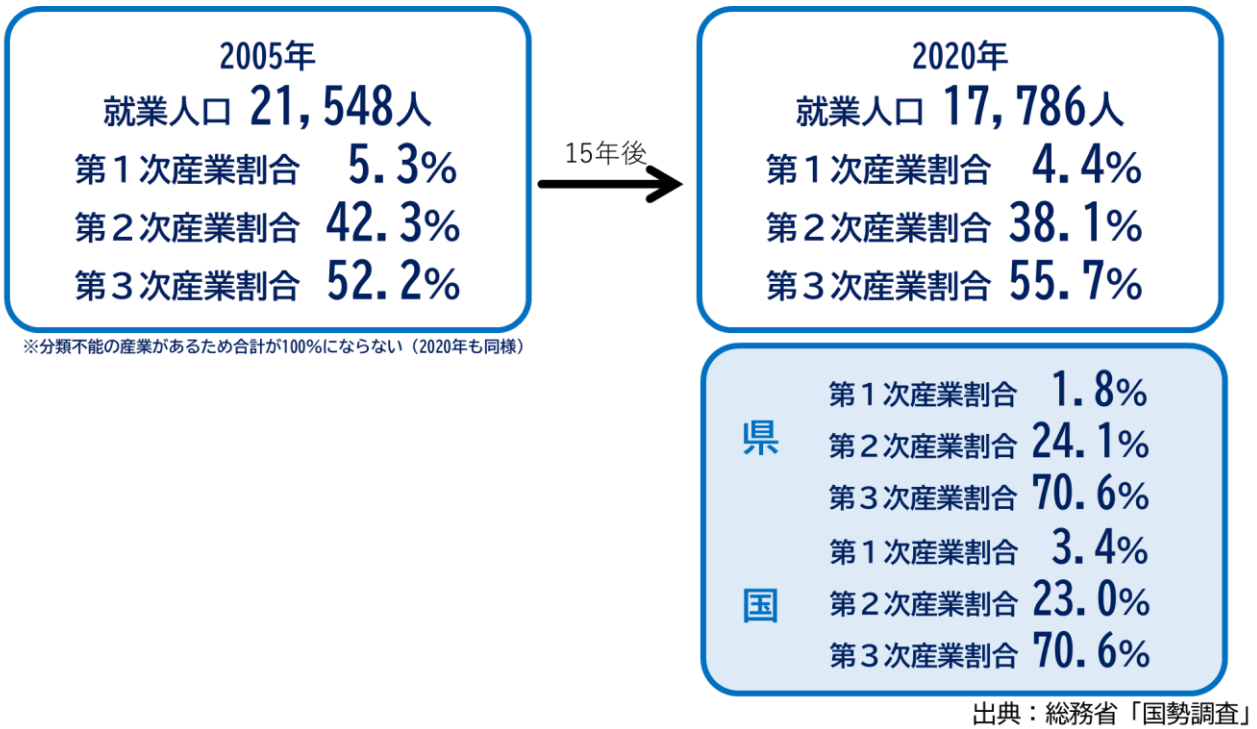
本市では、年少人口（０～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少と、老年人口（65 歳以上）の増加がみられ、少子高齢化が進行しています。



出典：総務省「国勢調査」

④産業別就業人口割合の推移

本市の就業人口は減少傾向で推移しており、全体に占める割合では農業・林業などの第１次産業及び製造業などの第２次産業が減少し、サービス業などの第３次産業が増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

（２）市民意向【アンケート調査】

●本市を住みやすいと感じている市民の割合は 55.5%、住みにくいと感じている市民の割合は 21.1%となり、「どちらともいえない」と回答した人は、7.6 ポイント増加しました。

●本市への定住意向では、54.9%の人が住み続けたいと回答しています。また、中高生の居住意向では、57.7%が将来的に住みたいと回答しています。

●本市の良いところでは、豊かな自然や安全安心に暮らせる環境があることに加え、市民のつながりや気質などが挙げられています。

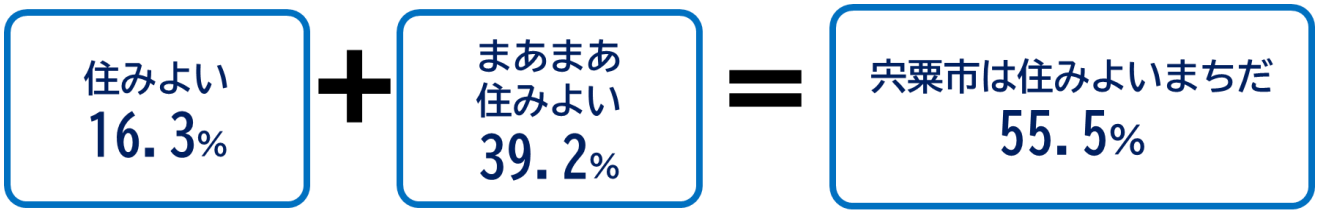
●10 年後の暮らしで不安に感じることでは、空き家や耕作放棄地の増加といった、人口減少に伴う課題が最も多くなっています。また、まちづくり施策に関しては、商工業の振興についての満足度が最も低くなっており、働く場の減少について不安に感じる市民が多いことが読み取れます。

●移動の利便性向上や若者が集まれる場の整備が望まれているほか、若者にとって魅力的な仕事の選択肢を増やすことが求められています。

	市民アンケート調査
調査時期	2024 年９月
調査対象	18 歳以上の市民 2,300 人（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・回収（ＷＥＢ回答併用）
回答方法	選択式及び自由記述
回収数	822 票（回収率 35.7%）
調査概要	計画策定に向けた基礎調査として、市民の意向を把握するために実施

	中高生アンケート調査
調査時期	2024 年 10 月
調査対象	市内の中学校・高校に通学している中学２年生・高校２年生 505 人（悉皆）
調査方法	学校配布・ＷＥＢ回答
回答方法	選択式及び自由記述
回収数	435 票（回収率 86.1%）
調査概要	計画策定に向けた基礎調査として、次代を担う中高生の意向を把握するために実施

①住みやすさ（市民）



②定住意向（市民）

宍粟市に
住み続けたい
52.3%
＋
市外に転出して
も戻ってきたい
2.6%
＝
宍粟市に住み続けたい
54.9%

③居住意向（中高生）

宍粟市に
住みたい
6.4%
＋
（宍粟市以外も住んでみたいが）
いつかは
戻ってきたい
51.3%
＝
将来的に宍粟市に住みたい
57.7%

④市の良いところ（自慢できるところ）（市民）



1位
豊かな自然環境



2位
安全・安心



3位
住民のつながり
住民の気質

⑤10年後の暮らしで不安に感じること（市民）

1位
空き家・耕作放棄地
の増加



2位
働き口の減少



3位
公共サービスの低下



⑥若者が住み続けたい・戻ってきたいまちになるために必要なこと（中高生）

1位
路線バスや道路が
便利になること



2位
若い人が集まれる
場所が増えること



3位
働きたいと思える
企業が増えること

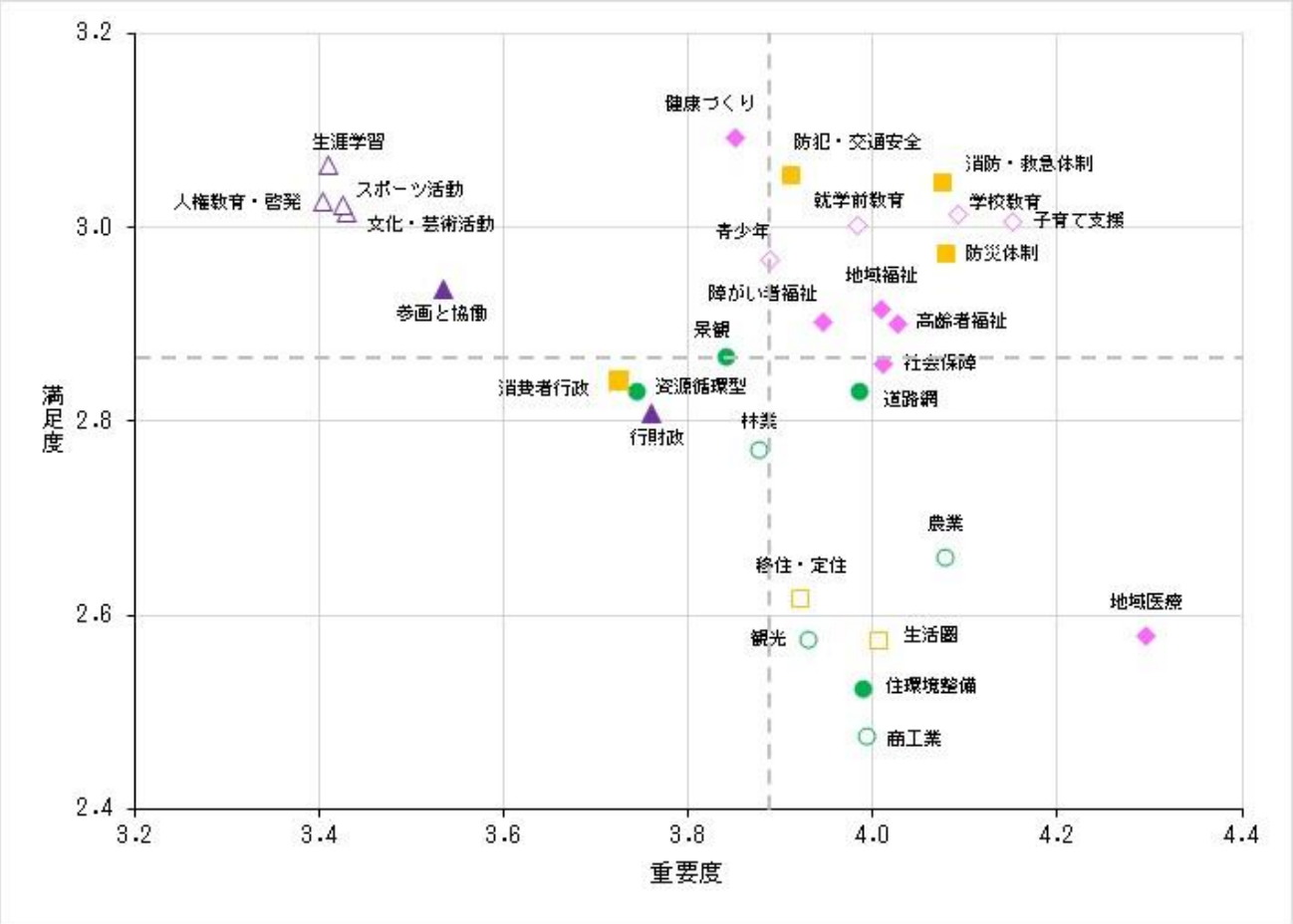


⑦まちづくりの取組の重要度・満足度

満足度が低いが、重要度が高い取組

- 商工業の振興　（満足30位／重要11位）
- 住環境整備、土地利用の推進　（満足29位／重要11位）
- 生活圏の拠点づくりの推進　（満足28位／重要８位）
- 観光の振興　（満足27位／重要16位）
- 地域医療の充実　（満足26位／重要１位）
- 移住・定住促進の充実　（満足25位／重要17位）
- 農業の振興　（満足24位／重要４位）
- 道路網・上下水道の整備・維持　（満足21位／重要11位）
- 社会保障の充実　（満足18位／重要８位）

※重要・満足　１～30位



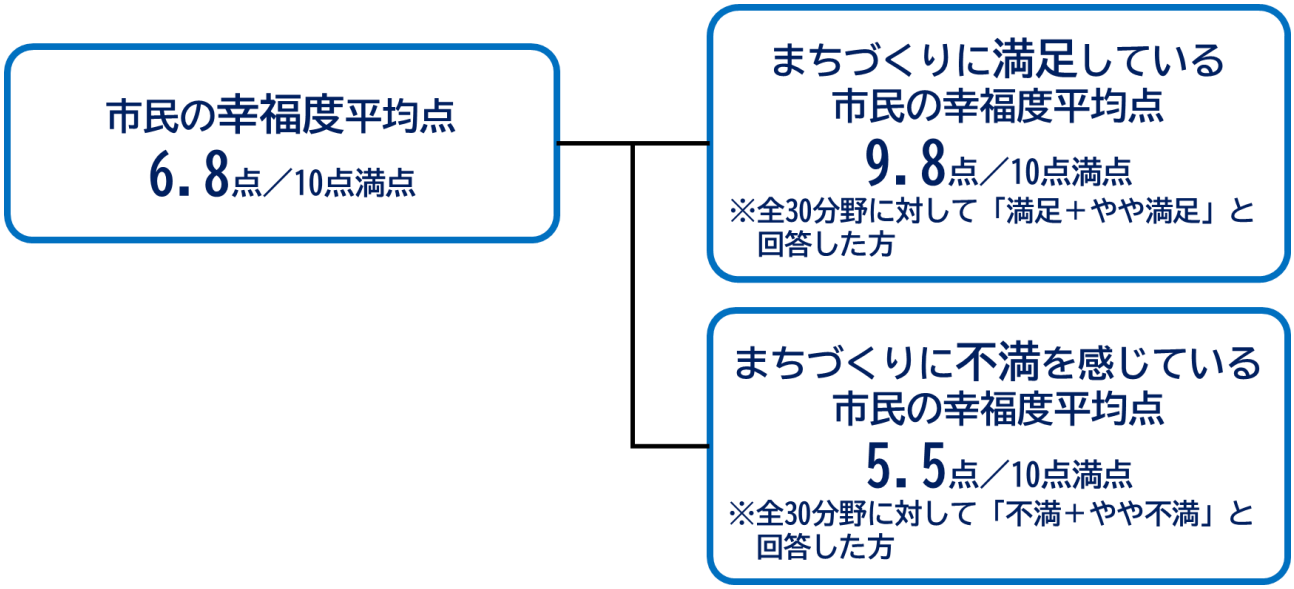
（３）市民意向【市民の幸福度調査】

市民一人ひとりの暮らしの幸福度を重視したまちづくりを進めるにあたり、客観的なデータを用いて市民の幸福度を測り、まちづくりの取組の満足度との関係性について分析を行いました。

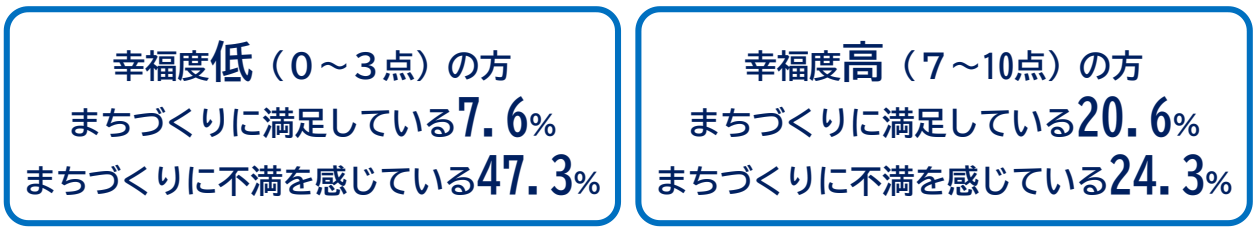
●市民の幸福度平均は、6.8 点（10 点満点中）となっています。まちづくりの取組に満足している人は、幸福度が高い傾向にあり、市民の満足度向上に向けて取り組むことは、市民の幸福度を高めることにつながると考えられます。

	市民の幸福度調査
調査時期	2025 年６月
調査対象	18 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）
調査方法	はがき案内（ＷＥＢ回答のみ）
回答方法	選択式（幸福度に関する設問＋取組満足度に関する設問）
回収数	543 票（回収率 27.2%）
調査概要	アンケート調査に関する追加調査として幸福度を把握するために実施

①市民全体の幸福度平均と、まちづくりの取組に満足／不満な人の幸福度平均の違い



②幸福度が低い／高い人の、まちづくりの取組への満足の状況



（４）市民意向【シールアンケート調査】

市民や高校生が考える「幸せに暮らせるまち」の姿を調査しました。回答が気軽にできるよう、シールアンケート方式で実施しました。

●「幸せに暮らせるまち」の姿としては、市民同士が思いやりをもち、困っている人に手を差し伸べる意識が根付いている、優しいまちが最も多くの票を集めました。
●アンケート調査でも、宍粟市の良いところ（自慢できるところ）として、多くの人が「住民のつながり・住民の気質」と回答しており、幸せに暮らせるまちの実現に向けて「助け合い・支え合い」は重要な要素であるといえます。

	シールアンケート調査
調査時期	2025 年６月
調査方法	下記掲示物に対し、該当選択肢にシール貼付にて回答
掲示場所	イオン山崎店・市役所及び各市民局・市内高校３校
貼付数	1,027 枚（回答は、８つの選択肢から、上位２つまでを選びシール貼付）



（５）ワークショップ

幸福度を高めていくために必要なことは何か、市民主体で何ができるかを考えるためのワークショップを実施しました。

●参加者が考える幸せに暮らせるまちとして、就労や働き方、医療や健康、人間関係や地域活動における役割、仲間づくりといった多岐にわたる意見・想いが挙げられました。
●幸せに暮らせるまちの実現に向けて、市民主体の魅力的な取組のアイデアを話し合いました。自分たちができることとして、やりたい仕事に出会うための仕組みづくりや、お祭りや地域企画を盛り上げるための取組、趣味・関心を共有できる仲間づくりに関する取組の提案がありました。

実施日・場所	各回①：2025 年６月 26 日（木）19 時～21 時 ／ はがてらす 各回②：2025 年７月３日（木）19 時～21 時 ／ 宍粟防災センター 各回③：2025 年７月 19 日（土）10 時～12 時 ／ 宍粟防災センター 全体会：2025 年８月２日（土）10 時～12 時 ／ 宍粟防災センター
参加者	延べ参加者数：66 名
テーマ	あなたが考える「幸せに暮らせるまち」の実現に向けて
各回検討内容	「幸せに暮らせるまち」ってどんなまち？
全体会検討内容	「幸せに暮らせるまち」を実現するためにできることを考えよう！

- **「幸せに暮らせるまち」ってどんなまち？**

住民が多様な仕事や働き方を選択できる環境があるまち

介護職など、今後の需要が見込まれる仕事に就きたくなるまち

ワークライフバランスが大切にされ、自己実現の機会があるまち

安心して相談でき、多様性をお互いに尊重し、孤独な人がいないまち

起業支援や企業誘致を積極的に行いつつ、困窮者には適切な支援があるまち

適度な距離感がある心地よい関係性・つながりがあるまち

市の自然豊かな環境を活かしてストレス発散できるまち

誰もが役割をもって活躍できることを認識し、活動に参加しやすい、参加したくなるまち

地域資源を有効活用し、地域全体で稼げる機会を創出していくまち

地域活動を通じて交流することで地元愛や誇りが醸成できるまち

仲間との活動を通じ心身の健康づくりができるまち

在宅ケアを含めた医療体制が充実し、市民全員のセルフケアが進んでいるまち

● 「幸せに暮らせるまち」を実現するためにできることを考えよう！

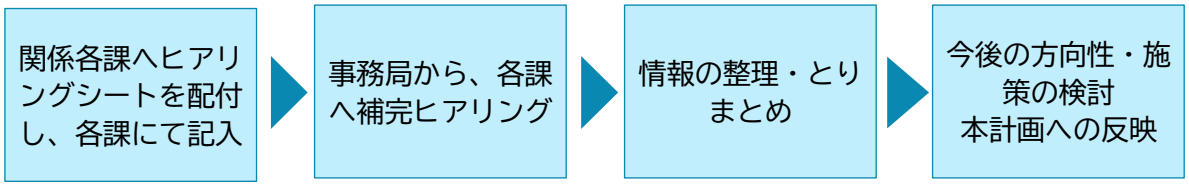
自分たちでできること	市の協力があればできること
いつでも・だれでも トライやる宍粟！	**ふらっとプラットフォーム！**
いつでも、だれでもトライできる機会の提供や、魅力的な市内企業について知ってもらう。 ●チャレンジショップ やりたいことを発見するために、仕事の体験を通じて市内企業を知ってもらう。 ●ようこそ！先輩 市内企業を高校生にも知ってもらうために、就職した OB・OG に学校で話してもらう。 ●市内企業連携での企業 PR 大イベント 市内企業を知ってもらうための機会づくりとして、イベントを実施する。	宍粟市に戻ってきた時に、お祭りなどの地域企画に参加できること、そして、そういった企画に、自分たちが主体的に参加できることが大事。 ●地元に帰った・戻った時に祭りや地域企画に“ふらっと”参加できるたまり場づくり 特に若い人は市から出てしまっているので、企画に最初から一緒に頑張っていくのは難しい。そこで、お祭りなどに気軽に、かつ主体的に参加できる場を作る。プラットフォームの設置や周知を行政支援で行い、運営を市民で取り組んでいく。

自分たちでできること	市の協力があればできること
人のプラットフォーム創出プロジェクト	**場のプラットフォーム創出プロジェクト**
●趣味・関心を共有できる仲間を作ることを目的とした、「人が人を呼ぶ」環境を構築するためのプロジェクト。 散歩や食事、規則正しい生活といった、身体的な幸福度向上に向けた活動は、個人でやってしまいがちな活動だが、一人では続けることが億劫・困難な活動でもある。 そういった活動の輪を広げ、仲間と一緒に楽しむことで、活動がより楽しく、好きになり、継続して頑張ることができる。	●「人のプラットフォーム」をつなげる掲示板 市民は、趣味活動の団体やイベントを知らないことも多い。市が団体の広報に協力するなど、関心づくりを助けることで、「人のプラットフォーム」に自ら参加して、健康的に身体を動かしたり、精神的に楽しく暮らせたりと、活動の加速化が期待できる。 心身の健康をめざすためには、仲間や人とのつながりがとても重要。コミュニティがあっても、互いにつながっていないので、行政にはそこを支援してほしい。

（６）第２次総合計画後期基本計画の評価・検証

本計画の策定に向けて、第２次総合計画後期基本計画に基づく取組の現状、改善点、課題や方向性に関する整理・分析を目的とし、2024 年度に関係各課へのヒアリングを行いました。

後期基本計画に示された 87 の施策に関して、「取組の現状」「取組による改善点」「今後の課題や方向性」について聴取し、より上位の基本施策ごと・基本方針ごとに情報を整理したうえで、本計画にて取り組む政策展開を検討しました。



（７）まちづくり課題

市民意向調査や第２次総合計画後期基本計画に基づく取組の検証などを経て、次のまちづくり課題を抽出しました。

1. 森林の魅力を未来へつなぐブランディング戦略

キーワード　森林の魅力／森林と共に生きる／地域資源／木育

本市の最大の地域資源である森林を活かした観光や地域経済の振興を通じて、就業機会の創出などの波及効果を高めるため、ブランディングの促進が必要です。また、木育による「森林と共に生きる」意識の醸成を通じて、まちの誇りとなる森林の魅力を次世代へ引き継いでいくことが求められます。

２．産業と雇用をつなぐ地域経済の活性化

キーワード　産業活性化／異業種連携／雇用創出／担い手確保／経済循環

地域産業は、農林業を中心とする担い手不足に加え、生産性や付加価値の向上のほか、観光分野では魅力の強化と経済効果の向上にかかる課題に直面しています。これらの解決に向け、若者の就業支援を含む人材育成や地域に根ざした事業展開を通じて、経済循環の拡大と新たな雇用創出を図り、地域産業全体の持続的な発展をめざすことが求められます。

３．暮らしを支える「地域交通」と拠点整備

キーワード　生活圏の拠点／公共交通ネットワーク／定住促進／支え合い／賑わい創出

若年層の流出や高齢化の進行によるコミュニティの活力低下などの課題に対応するため、地域で支え合う自主自立のまちづくりと伴走型支援の強化が必要です。また、生活圏の利便性と快適性の向上のため、新たな交通手段の導入の検討や生活圏の拠点周辺の賑わいの創出など、移動・生活環境の整備が必要です。

４．景観にも配慮した生活空間の整備

キーワード　**インフラ整備／景観保全／空き地・空き家の活用**

人口減少・高齢化に対応するため、ＩＣＴの活用や移住・定住の促進により、将来の人口構造を踏まえた地域課題へ柔軟に対応する体制の構築が求められます。複数分野の連携による空き家・耕作放棄地の利活用や、自然景観の保全・環境意識の向上を通じた持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。老朽化するインフラの効率的整備と快適な生活空間の確保により、誰もが住み続けたいと思えるまちを創造していくことが重要です。

５．地域の安全安心をみんなで築く新たな形

キーワード　**防災意識／支え合い／地域医療／共生社会／孤立の解消**

地域社会の安全と安心を確保するためには、防災・消防体制の強化と自助・共助意識の醸成が重要です。加えて、健康寿命の延伸に向けて、ＩＣＴの活用などによる地域格差の緩和を通じて、地域医療の充実を図る必要があります。

また、社会的孤立に関する課題が多岐にわたる中で、孤立防止に向けては、ボランティアや専門職・事業者など、多様な人材の確保と連携体制の強化が不可欠であり、全世代が支え合い安心して暮らせる地域福祉の充実が求められています。

６．人を育て、地域を育てる学びの循環

キーワード　**子どもの成長／子育て環境／郷土愛／歴史文化／人材育成**

少子化やさまざまな教育上の課題に対応するため、子育て・教育環境の充実と、郷土愛を育む教育の推進が求められています。多様化する子育てニーズや青少年の課題に対応するために、関係機関との連携による支援強化に加え、歴史や地域文化の継承と学びの機会提供を通じた、地域を担う人材の育成とコミュニティの活性化を図る必要があります。地域全体で子どもを支え育てる学びの循環を形成することが、将来の地域の活力と持続的発展への重要な投資となります。

７．誰もが活躍できる共創のまち

キーワード　**一人ひとり／参画と協働／多様性／女性・若者・高齢者の活躍**

性別・世代等に関わらず、市民一人ひとりがまちづくり・地域づくりに参画し、活躍する意識の醸成が必要です。女性や若者、高齢者の活躍を促進するとともに、地域活動をはじめとする意思決定の場に誰もが参画しやすい環境を整え、多様性を認め合うことで、地域課題に対する効果的なアプローチを見出す共創のまちづくりが求められています。

基本構想

１．将来像

第１次及び第２次総合計画の想いを引き継ぎ、また、宍粟市民憲章及び宍粟市自治基本条例に定める基本理念を踏まえ、次のとおり将来像を設定し、総合計画における将来像の実現に向けた積極的な施策の展開を図ります。

人と自然が輝き　みんなで創る　夢のまち

市民一人ひとりがまちづくりの主役として、他者を思いやる気持ちが循環し、豊かな自然や伝統文化に抱かれ発展しつつ、市民にとって「住み続けたいまち」を形成していくという想いが込められた、市民全員のまちづくりの合言葉です。

本市は市民とともに成長する中で、旧４町それぞれが積み重ねてきた歴史や文化、そして先人たちの想いが一つになり、2025 年に合併から 20 周年を迎えました。この先 10 年間においてもより宍粟市らしく、緑豊かな自然を未来へ引き継ぎ、誰もが幸せを実感する中でふるさとへの愛着が育まれるまちづくりを進めていきます。

2．まちづくりの重要視点

（1）ウェルビーイングの実現

本市がめざすのは、市民一人ひとりが笑顔で暮らし、「幸せを実感できる」まちです。「幸せの実感」とは、単に「健康であること」というだけでなく、精神的、身体的、そして社会的なつながりのすべてが満たされた良い状態にあること（＝ウェルビーイング）を意味します。

人口減少が続くと、行政サービスや地域活動の維持が難しくなります。そのため、医療・福祉・教育・住環境など生活の基盤となる分野のほか、市民が交流する場や機会を充実させることが重要です。市民一人ひとりの安心の暮らしを支える環境を整えることで、コミュニティのつながりや相互支援を強め、地域が持続的に機能し続ける力を保つことができます。

日常の中で「ここに住んでよかった」と感じられる体験（＝満足感）を積み重ねることで、市民のウェルビーイングを実現し、ふるさと宍粟への愛着と誇りの醸成につなげていく好循環をめざします。

（2）まちづくりは「ひとづくり」

人口減少の潮流の中におけるまちづくりとは、単なる施設整備や環境改善にとどまるものではなく、人と人とのつながりを深め、地域社会を育てる営みです。市民一人ひとりが役割と居場所を持ち、多様性を認め合い、互いに支え合うことで、心豊かに暮らし続けられる地域の基盤が築かれます。

また、まちづくりは行政だけで行うものではなく、市民・事業者等と目標を共有したうえで、緊密に連携することが重要です。加えて、これからのまちづくりにおいては、市民一人ひとりが持つ技術や経験、知識や知恵を出し合い、高め合い、まちづくりに主体的に関わることで、地域の活力を増幅させ、地域の新たな可能性を広げることが大切です。そして、次の世代へ引き継いでいくことにより、未来に向けて人が育ち、まちが育つ循環を生み出すことができます。

このように、一人ひとりの役割の発揮、市民と行政との連携、そして次世代への承継を重ね合わせることで、まちづくりは「ひとづくり」であるという理念を体現し、未来に向けて持続可能なまちづくりを進めます。

（３）森林を活用したまちの創造

本市の自然、特に森林は市民にとってかけがえのない財産であり、市外の人々を惹きつける最大の魅力であるといえます。

本市では、これまで、恵まれた森林資源を保全するだけでなく、林業や観光をはじめとするあらゆる分野への「森林」や「木」の多角的な活用を推進してきました。また、特色ある「木育」の取組を進める中で、市民が木に触れ、暮らしに木を取り入れ、木の魅力を積極的に活用するまちづくりと、市民としての誇りや郷土愛の醸成につなげてきました。

今後も、本市の宝である森林資源を確実に未来に引き継ぐとともに、さらに多くの市民が木に触れたり、活用したりする機会を創出し、森林への親しみを深めることで、木の温もりを感じながら心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを進めます。加えて、森林の魅力を広くプロモーションすることで、新たな経済効果の創出や移住・定住人口、関係人口の増加などの好循環につなげます。

（４）効率的で持続可能な行財政運営の推進

人口減少や少子高齢化の進行を背景に、税収の減少や社会保障関連費用の増大などにより厳しい財政状況が予想されます。そのような中でも質の高い行政サービスを維持し、活発な市民活動や団体等の公益的活動を支えていくため、自主財源の確保を図り、業務の効率化や行政改革に努めるとともに、公共施設の総合的かつ計画的な管理など、適正な行財政運営を進めていきます。

加えて、「“伝える”から“伝わる”広報」「声を活かす広聴」を進めることで、市民ニーズを適切に捉えたまちづくりに取り組みます。

3．計画の体系

将来像の実現に向けて、次の体系に基づき方向性を定めます。

基本目標１　活力と賑わいのあふれるまち

雇用の創出や担い手の確保、生産性・付加価値の向上により商工業や農林業など地域産業の活性化を図り、ヒト・モノ・カネの流れを生み出すほか、最大の資源である自然の魅力を最大限に活用し、観光振興や交流人口の増加に取り組み活気のあるまちを創ります。あわせて、まちの魅力を効果的に市内外に発信することで、関係人口の増加と賑わい創出の好循環につなげます。

《基本方針と政策》

働く場の充実	生き生きと働ける場の創出、起業支援と企業誘致の推進
活気ある産業の振興	持続可能な循環型林業の推進、地域特性を活かした農業の活性化、地域資源の活用による観光の振興
選ばれるまちの創出	シティプロモーションの推進、移住の推進

基本目標２　快適に暮らせる安全安心のまち

自然と調和のとれた良好な居住環境の構築や環境の保全に取り組むほか、快適な暮らしを支えるため、身近な生活圏における日常生活機能の維持と発展を図ります。また、中心市街地における都市機能の充実や魅力の向上に加え、各地域の実情に応じた取組を推進することで、人口流出の抑制に取り組みます。

さらに、大規模自然災害などが起こっても元気であり続ける強靭な地域を形成するために、地域と連携した防災体制を充実させるほか、複雑多様化する犯罪被害の未然防止に努めるなど、すべての市民が安全で安心な生活を送ることができるまちをめざします。

《基本方針と政策》

快適な住環境の整備	環境に優しいまちづくりの推進、 誰にとっても暮らしやすい空間の整備、 上下水道の適切な維持管理
生活圏の拠点づくり	住み続けられる拠点機能の発揮、 機能的な交通ネットワークの構築
安心な暮らしの形成	災害に強いまちづくりの推進、交通安全と防犯体制の充実、 身近で頼れる相談体制の確立

基本目標３　子育てを支え、誰もが明るく暮らせるまち

誰もが心身ともに健康であり、「支える側・支えられる側」の区別なく互いに助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に取り組みます。また、子どもが地域の魅力に触れる機会を増やし、郷土愛や地域への誇りを育むとともに、誰もが生涯を通して互いに学び続けることができ、生きがいや居場所づくりを推進する中で、一人ひとりが暮らしの中に幸せを感じられる、「住んでよかった」と思われるまちをめざします。

《基本方針と政策》

子育て支援と 教育の充実	次世代につなぐ結婚・出産・子育て支援の充実、 みんなで支える子育て環境の充実、 学びを支える教育環境の充実、 子どもの可能性を広げる取組の推進
地域福祉と 医療の充実	福祉を支える人づくり・地域づくり・組織づくり、 安心の暮らしを支える地域医療の充実
生きがいと健康づくり の充実	心身の健康づくりと生きがいの創出、学びとスポーツによる生涯学習の充実、地域文化・芸術の継承と活用の推進

基本目標４　多様な個性が活躍する、時代に対応したまち

お互いを尊重し、信頼し合える関係性を構築するため、年齢・性別等に関わらず、市民一人ひとりが地域に参画し、協働を重ねる中で地域の価値や魅力を高めていく共創の社会をめざします。また、市民同士、あるいは市民と行政のつながりを生み出し、市全体が一丸となったまちづくりに取り組めるよう、相互の情報共有や連携を深めるとともに、大きく変化する社会システムへの柔軟な対応を可能とするため、健全かつ効率的な行財政運営に取り組みます。

《基本方針と政策》

自分らしさが尊重 される関係の創出	人権尊重のまちづくり、ジェンダー平等・多様な性の尊重、 多文化共生の推進
共創によるまちの発展	市民の主体的な活躍の推進、開かれた市政の推進
健全な行財政運営の 推進	ＤＸ・業務改革の推進、 公共施設の最適化と財政基盤の強化、 組織力の強化と広域連携の推進

施策体系図

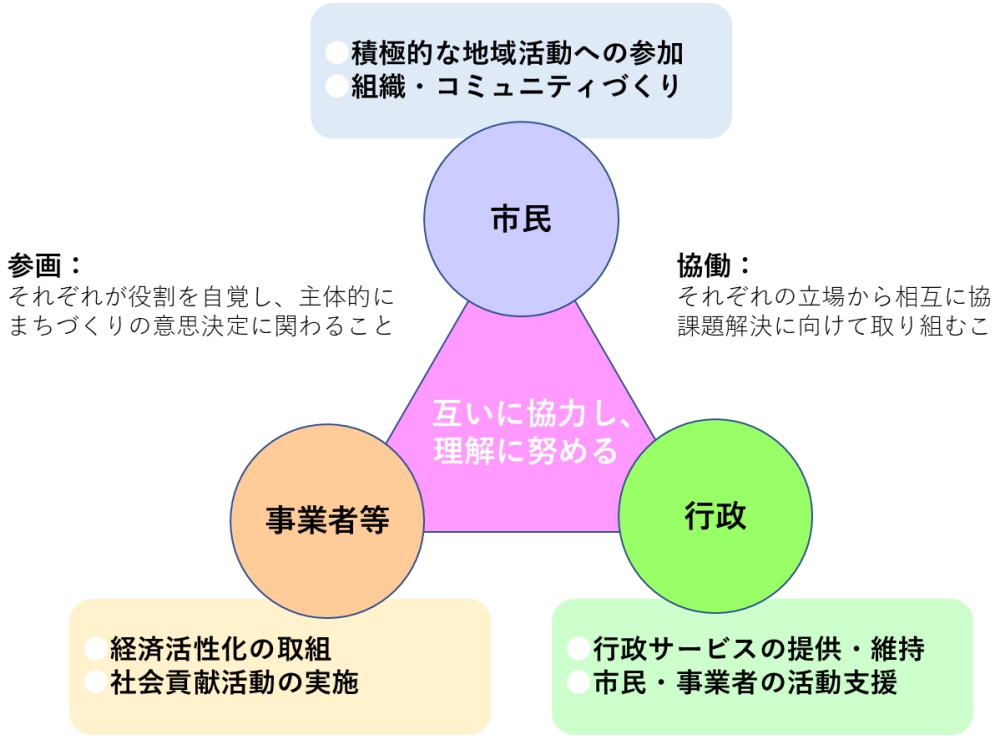

将来像
基本目標・基本方針
個別政策
まちづくりの重要視点
人と自然が輝き　みんなで創る　夢のまち
基本目標１
活力と賑わいのあふれるまち
基本目標２
快適に暮らせる安全安心のまち
基本目標３
子育てを支え、誰もが明るく暮らせるまち
基本目標４
多様な個性が活躍する、時代に対応したまち
基本方針１
働く場の充実
基本方針２
活気ある産業の振興
基本方針３
選ばれるまちの創出
基本方針４
快適な住環境の整備
基本方針５
生活圏の拠点づくり
基本方針６
安心な暮らしの形成
基本方針７
子育て支援と教育の充実
基本方針８
地域福祉と医療の充実
基本方針９
生きがいと健康づくりの充実
基本方針10
自分らしさが尊重される関係の創出
基本方針11
共創によるまちの発展
基本方針12
健全な行財政運営の推進
政策１ 生き生きと働ける場の創出
政策２ 起業支援と企業誘致の推進
政策３ 持続可能な循環型林業の推進
政策４ 地域特性を活かした農業の活性化
政策５ 地域資源の活用による観光の振興
政策６ シティプロモーションの推進
政策７ 移住の推進
政策８ 環境に優しいまちづくりの推進
政策９ 誰にとっても暮らしやすい空間の整備
政策10 上下水道の適切な維持管理
政策11 住み続けられる拠点機能の発揮
政策12 機能的な交通ネットワークの構築
政策13 災害に強いまちづくりの推進
政策14 交通安全と防犯体制の充実
政策15 身近で頼れる相談体制の確立
政策16 次世代につなぐ結婚・出産・子育て支援の充実
政策17 みんなで支える子育て環境の充実
政策18 学びを支える教育環境の充実
政策19 子どもの可能性を広げる取組の推進
政策20 福祉を支える人づくり
政策21 福祉を支える地域づくり
政策22 福祉を支える組織づくり
政策23 安心の暮らしを支える地域医療の充実
政策24 心身の健康づくりと生きがいの創出
政策25 学びとスポーツによる生涯学習の充実
政策26 地域文化・芸術の継承と活用の推進
政策27 人権尊重のまちづくり
政策28 ジェンダー平等・多様な性の尊重
政策29 多文化共生の推進
政策30 市民の主体的な活躍の推進
政策31 開かれた市政の推進
政策32 ＤＸ・業務改革の推進
政策33 公共施設の最適化と財政基盤の強化
政策34 組織力の強化と広域連携の推進
ウェルビーイングの実現
■幸せを実感できるまち
■生活基盤の充実と交流の場づくり
■愛着・誇りの好循環
まちづくりは「ひとづくり」
■人のつながり・地域を育てる
■市民・事業者・行政の連携
■次世代への承継
森林を活用したまちの創造
■森林はかけがえのない財産・最大の魅力
■木育による誇り・郷土愛の醸成
■移住・定住、関係人口増の好循環
効率的で持続可能な行財政運営の推進
■厳しい財政状況への対応
■自主財源確保・行政改革
■「伝わる広報」と「活かす広聴」

4．計画の推進体制

（1）参画と協働のまちづくり

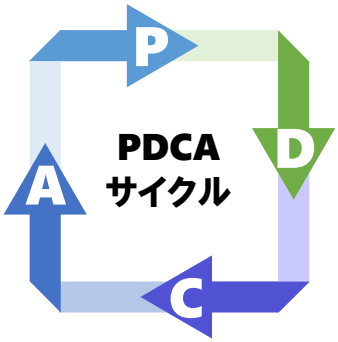
宍粟市自治基本条例では、市民、事業者、議会、行政が、それぞれの役割と責務に基づき、参画と協働によって住みよいまちを創っていくことが定められています。そのため、ワークショップや意見交換会など、若者や高齢者など幅広い世代の声を反映できる仕組みを整備し、まちの将来像を共有しながら協働の取組を推進するとともに、本計画に基づく取組の評価や検証について、議会意見や、市民によって構成される委員会の外部評価を取り入れて行います。

また、地域づくりを先導できるリーダー的人材の育成を図り、市民が主体的に地域課題を解決する力を高めていくことで、信頼関係を築きながら持続可能なまちづくりを実現します。



（2）計画の進捗管理

本計画では、５年後にめざすまちの姿が達成できたかを評価する KGI（重要目標達成指標）を基本目標ごとに定めます。また、総合戦略と連携し、毎年度の取組の進捗を測る KPI（重要業績評価指標）を内部で管理します。計画の推進をより効率的かつ効果的なものとするため、緊密な庁内連携を図りつつ、PDCA サイクルの考え方に基づき進捗管理を行います。



- ＫＧＩ＝どのような変化があったか（質）を示す
- ＫＰＩ＝取組がどれだけできたか（量）を示す

Ｐｌａｎ	計画の策定
Ｄｏ	施策・事業の着実な実施
Ｃｈｅｃｋ	施策・事業の効果を指標などにより検証
Ａｃｔｉｏｎ	必要に応じた計画の改定

基本計画

基本目標1

活力と賑わいのあふれるまち

写真等

（デザイン時に挿入予定）

目標指標（ＫＧＩ）

指標	単位	過年度実績値（2020）	現状値（2025）	目標値（2031）
市内従業者数（第２次・第３次産業）	人	１５，７５２（2015）	１４,８６３（2020）	現状値を維持
林業事業体数	社	２３	２７	２９
農地利用面積年間減少率	%	１．９０	０．９１	現状値を維持
観光入込客数	千人	７７４	８８０	１,１１０
ふるさと納税寄付金額	千円	２４３,９１６	２３３,２６６	３００，０００

基本方針 1 働く場の充実



めざすまちの姿

自分の能力と魅力を活かして活躍できる、やりがいと働きがいを感じられる場に出会えるまち

現状と課題

◆多くの市民が、少子高齢化に伴う今後の経済活動の停滞や働き口の減少に対し、不安を感じています。
◆高校卒業後に宍粟市から離れた若者の多くが戻らず、若い世代の市内就職者数は減少が続いています。
◆女性の就業率は上昇傾向にありますが、半数以上の女性が非正規雇用で働いている状況です。
◆中小企業・小規模企業の減少や人手不足により、地域経済と雇用の停滞が懸念されます。
◆付加価値の創出が不足しており、地域資源を活かしたブランド化を進めていく必要があります。
◆新規起業が直ちに雇用の創出につながるケースは多くないため、起業後のフォローアップ体制の充実により、雇用機会の拡大を進めていく必要があります。
◆宍粟市では、手厚い産業立地の支援制度を整えていますが、広大な産業用地が不足しており、企業誘致の成果は乏しい状況です。
◆働き手が減り、事業が続けにくくなることで働く場が失われるという負の連鎖が、地域の人口減少をさらに深刻化させています。

市民の声から（アンケート調査より）

〇就職先が少ないので若者が市外に出ることが多い。若者が育った宍粟市に戻ってきて、働けるまちであってほしい。
〇スモールビジネスの立ち上げの支援を考えていくことも必要。
〇土地がたくさんあるので、若者が働きたいと思える会社や工場などを誘致して、市が盛り上がるようにしてほしい。
〇中国道などの交通の便を活かして、企業を誘致し、雇用促進を図ってほしい。

政策１　生き生きと働ける場の創出

1．労働人口の流出抑制のため、高校生や大学生に向けた地元企業のＰＲによる就業促進など、若い世代の就職を積極的に応援します。
2．事業者と求職者のマッチングを促進するため、商工会などの関係機関と連携し、就職に関する相談体制を充実させるとともに、求職者のスキルアップに取り組みます。
3．仕事と生活の両立など、労働者のライフステージに応じた柔軟な働き方（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、女性をはじめ、誰もが働きやすい環境づくりに取り組みます。また、職場でのハラスメント防止に向けた啓発を行います。
4．中小企業・小規模企業の経営基盤の強化をめざし、６次産業化や広域連携による販路拡大・事業連携などを進めます。
5．事業者の持続的な経営安定に向けて、経営相談や後継者育成に向けた支援を行います。

政策２　起業支援と企業誘致の推進

1．ＵＪＩターンによる起業を含め、新規創業を促進するため、商工会などの関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。
2．産業団地の新規開発や企業誘致につなげるため、用地確保を含めた可能性を引き続き研究するとともに、市内事業者の拡張・移転を支援します。

関連個別計画

◇産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画　　◇宍粟市都市計画マスタープラン
◇宍粟市男女共同参画プラン

基本方針 2 活気ある産業の振興



めざすまちの姿

豊かな自然や森林をはじめとする資源を最大限に活用し、
地域経済が持続的に発展するまち

現状と課題

◆農林業における担い手不足や高齢化により、山林や農地の管理が行き届かず、土砂災害防止や景観形成などの山林や農地が有する多面的な機能の低下が懸念されます。
◆豊富な森林資源を有する一方で、人口減少に伴う住宅着工件数の減少により、宍粟材の地域内需要の低下が見込まれます。
◆農業における課題は地域特性によって異なり、北部地域では収益性の高い作物の栽培促進やブランド化、南部地域では集積などによる農作業の効率化を進める必要があります。
◆「日本酒発祥の地」や豊かな自然、森林などの資源があり、他地域にはない観光コンテンツも複数展開しているものの、観光入込客数は減少傾向がみられます。目的地として選ばれるコンテンツの確立や、観光に対する市民の関心を高める取組を進める必要があります。
◆近年、スマートフォン・ＳＮＳが観光客の情報収集手段の中心となるなど、観光客の意思決定プロセスやニーズが大きく変化しています。
◆経済効果の低い日帰り観光が主流となっており、また、年間を通した観光客の誘致が不足しています。

市民の声から（アンケート調査より）

〇農林業が衰退していかないよう、後継者と従事者の育成や支援を行うための仕組みが必要。
〇農業収入が増えれば、農家も増え、地域が元気になる。
〇森林という素晴らしい財産を活かして、観光を活性化させてほしい。
〇宍粟の森を活かした子どもから大人まで楽しめる施設ができると、観光客も増えるのでは。
〇「宍粟市だけ」という特化するものがあればよいと思う。

政策３　持続可能な循環型林業の推進

１．人工林整備の推進による適正なサイクルでの森林管理を図るため、林業生産基盤強化に向けた事業者支援を継続します。
２．安定的で持続可能な宍粟材の流通をめざし、公共・民間建築での利用促進による、地域内循環と広域流通に取り組みます。
３．林業の担い手を確保・育成するため、職場環境の改善を進めるとともに、中高生に対する啓発を通じて林業のさらなるイメージアップを図ります。

政策４　地域特性を活かした農業の活性化

１．農業の担い手を確保・育成するため、農作業労力の軽減や省力化・効率化を図ります。
２．農地を地域全体で守る意識の醸成につなげるため、農業組織のほか、自治会をはじめ多様な地域関係者が連携し、補完し合う体制構築をめざします。
３．農産物の魅力と需要を向上させるため、地域の特性に応じた収益性のある農産物の栽培を推進するとともに、ブランド化や６次産業化に取り組みます。
４．鳥獣被害による生産意欲の低下を防止するため、より効果的な捕獲活動を展開します。

政策５　地域資源の活用による観光の振興

１．観光ニーズの変化に対応するため、豊かな自然を活かした森林セラピーなど、アウトドア活動を中心とした体験型観光を推進します。また、点在する観光コンテンツを結び付け、市内を周遊するツーリズムの構築を図ります。
２．観光情報を効果的に市民や観光客に届けるため、多様な媒体を用いて、質の高い情報発信に取り組みます。
３．観光資源を最大限に活用するため、観光関連事業者・団体、農林業、飲食業、商工業などの異業種連携及び地域との連携の体制づくりを進めます。
４．年間を通した観光客の誘致に向けて、中心市街地におけるまち並み景観のさらなる活用と、受入体制の充実を図ります。

関連個別計画

◇宍粟市環境基本計画
◇宍粟市森林整備計画
◇宍粟農業振興地域整備計画
◇健康しそう２１及び宍粟市食育推進計画
◇ふるさと宍粟の観光基本計画
◇宍粟市鳥獣被害防止計画
◇宍粟市農業農村整備事業管理計画
◇地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）
◇宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

基本方針 3 選ばれるまちの創出



めざすまちの姿

魅力発信と認知度向上により、多くの人が宍粟市を選び、「住み続けたい」「戻ってきたい」と思えるまち

現状と課題

◆人口減少が進む中で地域の担い手が不足していくことに対し、多くの市民が、不安を感じています。多様な形で「宍粟市に関わってみたい」と感じてもらえる関係人口を創出していく必要があります。
◆近年、ＳＮＳや動画プラットフォームが、市内外の人にとって宍粟市の情報を入手する主要なツールになっています。
◆宍粟市では、魅力ある風景を維持し、さらに磨きをかけることで来訪者の満足感を高め、知名度の向上や地域経済の活性化、市民としての誇りや自信につなげることをめざし、「宍粟市風景ビジョン」を策定しています。
◆単身高齢者世帯の増加に伴い、今後も空き家が増加することが見込まれ、市民の不安要因となっています。
◆空き家を利用した移住が年間 15～20 世帯あるなど、宍粟市の空き家バンク制度は全国的に見ても高い成約率を達成しています。
◆高校卒業後の進路で宍粟市から離れた若者の多くが、そのまま市外で就職・結婚し、宍粟市に戻らないことが課題となっています。

市民の声から（アンケート調査より）

〇自然に関するイベントを増やして、宍粟市のことをもっと知ってもらうことが必要。
〇ＳＮＳでＰＲして宍粟市の知名度を上げ、観光客や移住者を増やし、豊かなまちになってほしい。
〇市外へ出ても帰ってくることが幸せだと感じられる地域にしたい。
〇人口の流出は止めることが難しいかもしれないが、住んでいる私達が自分達のまちを好きでいることが大事だと思います。
〇働く場所がなければ、移住や卒業後に住むのに選ばれるまちにはならないと思う。
〇小さな市だからこその、人々の関わりと温かさが宍粟市の良さだと思います。

政策６　シティプロモーションの推進

１．宍粟市の魅力を広く伝えるため、特産品のブランド化を進めつつ、ふるさと納税制度のポータルサイトや営業活動を通じた効果的なＰＲを推進します。
２．関係人口の増加に向けて、「日本酒発祥のまち」や「森林と共に生きるまち」など、郷土の豊かな歴史や地域資源を通じた魅力の再発掘に取り組みます。
３．シビックプライドの形成に向け、市公式ＳＮＳによる市内外に向けた情報発信を進めるとともに、宍粟市の歴史や文化をはじめとした魅力を市民が知り、再認識する機会の充実を図ります。
４．宍粟市への愛着の醸成につなげるため、日本一の風景街道をめざす「宍粟市風景ビジョン」の意義や方向性を市民・事業者・行政で共有します。

政策７　移住の推進

１．移住希望者へ情報を的確に届けられるよう、多様な媒体や手段を活用し、発信力の強化を図ります。
２．空き家の活用を推進するため、空き家バンクの充実や空き家改修支援の強化を図ります。
３．若者の定住と移住体制の充実のため、子育て世代の住宅取得支援や職業紹介など、さまざまな分野における横断的な連携を図ります。
４．若者の回帰を促進するため、雇用環境や暮らしを支える基盤の整備のほか、生活の質の向上と交流の場の拡大につながる地域づくりを進めます。

関連個別計画

◇宍粟市風景ビジョン
◇宍粟市環境基本計画
◇宍粟市空き家等対策計画
◇ふるさと宍粟の観光基本計画

基本目標2

快適に暮らせる安全安心のまち

写真等

（デザイン時に挿入予定）

目標指標（ＫＧＩ）

指標	単位	過年度実績値（2020）	現状値（2025）	目標値（2031）
市民１人１日当たりのごみ排出量	g/日	７６６．８	７５４．９（2024）	７４０．０
二酸化炭素排出量	t-CO_2	１７８,０８２	１６６,１０２（2022）	１４７,１４１
都市計画区域内人口	人	１６,３００	１５,８２０	１５,７００
路線バスを利用したことがある人の割合	%	－	１７．９	２８．５
消防団員数	人	１,３９６	１,０４０	現状値を維持
消費生活相談時に、既に支払いをしている人の割合	%	２３．４	２１．０（2024）	１６．９

基本方針 4 快適な住環境の整備



めざすまちの姿

自然豊かな環境と調和した安心の暮らしができる、居心地の良いまち

現状と課題

◆市民１人当たりのごみの排出量は増加傾向にあり、ごみの組成分析では、食品残渣（食べ残しなど）を多く含む傾向にあります。
◆車通りの少ない市道や林道沿いに、ごみを不法に投棄する事案が発生しています。
◆宍粟市の豊かな自然環境は、さまざまな恩恵を市民にもたらしており、適切に保全し将来へ引き継いでいく必要があります。
◆大量生産・大量消費・大量廃棄は、地球温暖化や資源の枯渇、深刻なごみ問題を引き起こす恐れがあることから、持続可能な社会を実現するために、消費者として責任ある選択を行う消費者市民社会の形成が求められています。
◆最上山と城下町エリアが兵庫県の景観形成重点区域に指定され、生活・文化・観光の基盤として、地域の価値を高める役割が期待されています。
◆公営住宅の戸数需要は、人口減少に伴い減少する見込みですが、北部地域では民間の賃貸住宅が少ないこともあり、安定的な住宅供給が課題となっています。
◆空き家の総数は横ばいですが、老朽化が進んだ管理不全状態の空き家が増加しています。
◆ライフスタイルの変化や少子化の影響により、公園の利用者が減少していることを受け、憩いや遊び場としてのみではなく、公園を多目的に活用する自治体が全国的に増加しています。
◆市内では水道・下水道の整備率が 100%に達しており、安全で安心な水の供給と安定的な下水処理が実施されています。
◆人口減少に伴う水道利用戸数の変化や、広大な市域に点在する上下水道施設の老朽化が進行する中で、使用料の減収や維持管理費・更新費用の増加が課題となっています。

市民の声から（アンケート調査より）

〇資源物回収ステーションに持ち込めば自治会のお金になるので、一人ひとりが分別を意識するようになってほしい。
〇宍粟の山のおかげで水が豊かなことを忘れず、みんなが環境保全意識を持つことが大切。
〇安いものの大量消費の裏には環境汚染や過酷な労働環境などの問題があると耳にするが、なかなか自分の行動を変えられない。
〇歩道がない、道幅が狭いなど、歩行者や自転車にとって危険な場所がある。
〇安心で安全な上下水道を利用するためには一定のコストが掛かることも理解できるが、経費削減は大切。

政策８　環境に優しいまちづくりの推進

1．ごみをできるだけ排出しないライフスタイルへの転換をめざし、５Ｒ運動を啓発・推進します。
2．不法投棄のないまちをめざし、警察などの関係機関と連携したパトロールや、適正な処理方法の周知に取り組みます。
3．豊かな自然の保全に向けた市民意識を醸成するため、学校教育や生涯学習に取り組むほか、参加・体験型の環境イベントを行います。
4．再生可能エネルギーの利用促進に向けて、地域主導による小水力発電のほか、自家消費型太陽光発電システムや木質バイオマス暖房器具などの導入を進めます。
5．エシカル消費を実践する消費者市民社会の普及を図るため、消費者団体や事業者などと連携した講座やイベントの充実に取り組みます。

政策９　誰にとっても暮らしやすい空間の整備

1．優れた歴史的景観の保全・創造を図るため、屋外広告物条例や景観ガイドラインに基づいたゆとりと潤いあるまち並みの形成に取り組みます。
2．公営住宅の計画的な改修や建替えを行うとともに、管理不全な空き家の所有者に対して適正管理を促します。
3．子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい公園施設・設備をめざし、適切な維持管理と分野横断的な利活用の検討を行います。
4．高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、誰もが安心して通行できるよう、ユニバーサルデザインに基づく歩行空間の形成を図ります。

政策 10　上下水道の適切な維持管理

1．安全で良質な水道水を持続的に提供するため、上水道事業施設の更新及び経営の合理化・効率化を進めます。
2．河川などの公有水面を保全するため、下水道事業施設の適正な管理及び経営の合理化・効率化を進めます。
3．将来人口推計を踏まえ、施設の統廃合を含めた処理方法について検討します。また、コスト削減を図るため、官民連携などさまざまな手法の活用を検討します。

関連個別計画

◇宍粟市環境基本計画
◇宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
◇宍粟市一般廃棄物処理基本計画
◇宍粟市災害廃棄物処理計画
◇宍粟市水道ビジョン
◇宍粟市都市計画マスタープラン
◇宍粟市空き家等対策計画
◇宍粟市下水道施設統廃合計画
◇公共下水道ストックマネジメント計画
◇宍粟市下水道事業経営戦略

基本方針 5 生活圏の拠点づくり



めざすまちの姿

都市機能・生活サービス機能・交通ネットワークの充実により
人々の交流を支え、賑わいと活力があふれるまち

現状と課題

◆人口減少が進む中で、旧町ごとに生活圏の拠点エリアを構築し、買い物や医療・金融など、日常生活に必要な機能の維持に努めています。
◆自然や歴史・文化などの地域資源を多角的に活用することで、広域的な連携や交流活動を促進し、活力の創出につなげる動きが全国的に高まっています。
◆人口減少、高齢化が進む中でも、市民の生活を守り、活力ある地域を維持するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えを基礎とした地域構造の見直しが全国的に検討されています。
◆中心市街地においても、人口減少により、拠点機能の低下が懸念されます。
◆若者のライフステージにおいて、進学や就職は人口流出が生じやすい時期となることから、このタイミングに焦点を当てた施策展開が必要です。
◆宍粟市の広大な市域にはインフラ施設が多く存在しており、老朽化の進行に伴う更新費用の増大が懸念されます。
◆路線バスは、運転手不足や利用者の減少により、既存路線の維持確保が困難となっています。
◆日常生活の移動手段は自家用車に大きく依存している中で、地域の高齢化・人口減少に伴い交通弱者の増加が懸念されます。

市民の声から（アンケート調査より）

〇車がなければ病院やスーパーに行けないまちでは、将来暮らし続けることへの不安が大きいです。
〇道路の舗装が傷んでいる箇所がある。山崎インター付近など混む箇所もいくつかあるので、改善できないか。
〇休日も市内で過ごせるように、また市外からも足を運んでもらいやすいまちにできたらと思う。

政策 11　住み続けられる拠点機能の発揮

1．地域の魅力や歴史、文化、自然を活かした賑わいを創出するための取組を、市民協働センターをはじめとする地域拠点施設の利活用とあわせて横断的に進めます。
2．「宍粟市の拠点」を担う中心市街地の形成に向けて、山崎商店街及び大型商業施設周辺の中心部の利便性・快適性を高めます。あわせて、新病院や市役所などの周辺エリアについて、周囲の景観や環境と調和した開発の規制・誘導に努めるとともに、賑わいの創出と都市機能の充実に取り組みます。
3．人口流出を抑制するため、若者のニーズを把握したうえで、播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏といった近隣市町との連携強化に努めます。

政策 12　機能的な交通ネットワークの構築

1．通行者の安全と移動の快適性を確保するため、生活道路網の定期的な点検・修繕・更新を行います。
2．橋梁の更新コストを抑制するため、定期点検の実施や計画的な長寿命化工事を進めます。
3．集落と生活圏の拠点、生活圏と宍粟市の拠点との結び付きを高めるため、地域で支え、積極的に利用される持続可能な公共交通を構築します。
4．外出が困難な高齢者などの課題解消に向けて、移動支援の充実に取り組みます。
5．地域の移動ニーズに対して、ＩＣＴなどを活用した新たな運行サービスの導入を検討します。
6．来訪者が地域の魅力に触れやすい環境をつくり、交流・関係人口の拡大につなげるため、公共交通と地域資源のアクセスを強化します。

関連個別計画

◇宍粟市橋梁長寿命化修繕計画
◇宍粟市都市計画マスタープラン
◇宍粟市地域公共交通計画

基本方針 6 安心な暮らしの形成



めざすまちの姿

防犯・防災体制の充実と、互いの声かけや見守りにより
孤独を感じずに安全安心に暮らせるまち

現状と課題

◆宍粟市においても過去に風水害の被災経験があることから、地域や市民一人ひとりが、災害時に適切な行動をとれる体制を構築しておくことが重要です。
◆自然災害が激甚化・頻発化する中で、発災時には避難所運営や安否確認など、行政だけではすべての支援対応ができないケースが想定されます。
◆人口減少や地元で働く人の減少に伴い、消防団員の新規確保や出動体制の整備が課題となっています。
◆人口減少が進むことで、地域コミュニティがもつ共助機能の低下が懸念されます。
◆市域が広く、救急搬送時間が長くなる傾向にあることから、市民の生命を守る体制の強化が求められます。
◆山崎断層帯地震などの大規模災害が発生しても、機能不全に陥らない強靭な地域基盤の整備を進める必要があります。
◆交通安全対策として、高齢者が関係する事故が多いことから、高齢者を中心とした交通安全啓発を図る必要があります。
◆人口減少に伴い、地域において人の目が届かない箇所が増えていくことが懸念されます。
◆詐欺をはじめとする犯罪の手口が巧妙化しており、高齢者を中心とした消費者トラブルの防止に向けた取組が必要です。
◆暮らしの中での相談内容が複雑化する中で、適切な窓口にたどり着けないことで、相談機会の逸失や問題の深刻化につながり、予防的支援が働きにくくなる恐れがあります。

市民の声から（アンケート調査より）

〇自然災害はいつ起こってもおかしくないが、いざというときに自分がどう動けばいいか自信がない。
〇街灯が少なく、夜に一人で通るには怖いと感じるところがあります。
〇子どもが巻き込まれる犯罪が起こらないよう、防犯について家庭・学校・地域で学ぶ機会も必要だと思います。
〇困っているときにどこへ相談すればいいのかが分からず、問題を抱え込んでしまう人も多いのでは。

政策 13　災害に強いまちづくりの推進

1．危機管理意識の向上に向けて、防災訓練への積極的な参加を促すなど、平時から災害時の行動について理解を深める取組を進めるとともに、防災情報が入手しやすい環境を整えます。
2．災害への備えを次世代に継承するため、学校教育や地域活動と連携し、子どもの頃から防災について学び、体験する機会の充実を図ります。
3．地域の防災力を維持するため、地域防災組織を育成するとともに、消防団員の確保と組織再編により持続可能な体制を構築します。あわせて、両者との災害時対応の連携強化に努めます。
4．災害時の支援がスムーズに行えるよう、自治会などと連携し避難支援体制の充実を図るほか、避難行動要支援者名簿への登録と個別避難計画の作成を推進します。
5．救急・救助体制の強化のため、市民による救命措置や応急手当の普及促進とともに、デジタル技術も活用し、情報連携の充実に取り組みます。
6．治山・治水事業の推進による災害対策の強化に加え、住宅の耐震化や特定空き家の除去など、兵庫県や市民と一体となった取組を推進します。

政策 14　交通安全と防犯体制の充実

1．交通安全意識の向上に向けて、高齢者・子ども・歩行者の視点から、世代や場面に応じた交通安全対策への取組を進めます。
2．通学路の安全を確保するため、「宍粟市通学路等交通安全プログラム」に基づき、保護者や警察などの関係機関が連携し、危険箇所における交通安全施設の充実・整備を図ります。
3．防犯体制を強化するため、地域・市民が連携した見守り活動の展開や、防犯設備の導入支援などに取り組みます。
4．消費者トラブルや特殊詐欺の被害防止に向けて、警察などと連携した啓発活動や出前講座などを実施し、市民が自ら被害を防ぐ力を高めます。

政策 15　身近で頼れる相談体制の確立

1．市の窓口における相談体制の充実に努め、利用できる制度の案内のほか、必要な関係機関への接続や協力体制の構築を図ります。
2．こころの不調を抱える人が孤立しないよう、子ども・青年期・子育て世代・高齢者といったそれぞれのライフステージに合わせた、メンタルヘルスケアの取組を強化します。

関連個別計画

◇宍粟市地域防災計画
◇宍粟市業務継続計画
◇宍粟市国民保護計画
◇ひょうご消費生活プラン（県）
◇宍粟市強靭化計画
◇宍粟市自殺対策計画
◇宍粟市交通安全計画

基本目標3

子育てを支え、誰もが明るく暮らせるまち



目標指標（ＫＧＩ）

指標	単位	過年度実績値（2020）	現状値（2025）	目標値（2031）
この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	%	９６．７	９７．３（2024）	１００
学校に行くのは楽しいという児童生徒の割合	%	－	９４．０	現状値を維持
学校給食の地産地消率	%	７０．６	７０．５	７７．５
健康で生活できる人の割合	%	－	８９．６	９０．０
孤独・孤立と感じていない人の割合	%	－	８３．３	８５．０
文化・芸術活動の取組に満足している人の割合	%	８０．３	８８．７	現状値以上

基本方針 7 子育て支援と教育の充実



めざすまちの姿

子どもを宝として地域全体で大切に育て、自ら考え行動できる確かな人づくりの環境が整ったまち

現状と課題

◆少子化や核家族化、ライフスタイルや価値観の多様化などの社会的背景によって、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、共働き世帯の増加による低年齢児からの保育ニーズの増大、地域のつながりの希薄化による子どもや保護者の孤立、ひとり親での子育てや経済的な課題を背景とした育児不安を抱える保護者の増加など、子どもや子育て世帯は、さまざまな課題に直面しています。
◆家庭・就学前施設・学校・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもの生きる力や地域への愛着を連携・協力して育てる環境の構築が重要です。
◆待機児童数は０人のまま推移していますが、保育ニーズは多様化・複雑化しており、相談員や学童支援員をはじめとする人材確保が課題です。
◆子どもや家庭のニーズは絶えず変化しており、教員の専門性向上や授業の充実が継続的な課題であると同時に、教員や保育士の業務負担の軽減が課題となっています。
◆不登校やいじめ、虐待、ＳＮＳトラブルなど、子どもを取り巻く課題が増加しています。家庭環境が複雑化しているなどの背景もあり、家庭・学校・地域が連携して子どもを支援していく体制の構築が求められています。
◆学校規模適正化に伴う学校の大規模改修は終了しましたが、今後は、老朽化する学校施設への対応が課題です。また、多様化する教育ニーズに対応した教育環境の整備が必要です。
◆児童生徒数の減少による学校の小規模化に対して、地域状況なども考慮し、より良い教育環境となるよう対策を進める必要があります。

市民の声から（アンケート調査より）

〇私の周りにも、出産後の孤独を感じていたという人がいました。
〇子どもの数は少ないですが、だからこそ子どもや子育て世帯に優しい市であってほしいです。
〇親が困ること・苦しんでいること・無理していることを減らすという考え方が大事。
〇教育に力を入れている地域は、子育て世代には魅力的だと思う。
〇全国で表彰された給食が食べられることで、子どもが食べ物や地域に興味を持つきっかけになっていると思う。
〇子どもたちが場所に関係なく学べる機会や環境が必要ではないか。
〇地域の人と交流してものづくりなどの体験をする「いきいきタイム」は、いい取組だと思う。

政策 16　次世代につなぐ結婚・出産・子育て支援の充実

1．若い世代が将来の妊娠や出産を見据えた健康管理を実践できるよう、思春期から性や健康に関する正しい知識を持ち、ライフデザインを考える「プレコンセプションケア」の理解促進に取り組みます。
2．若者が結婚へ踏み出せるよう、市民・地域・行政が連携して出会いの場を創出し、結婚に向けた支援に取り組みます。
3．安心して妊娠・出産できる環境整備に向けて、特定不妊治療の助成を行うとともに、各種健診の充実や支援、メンタルケアを含む産後ケアなど、母子健康づくりを推進します。
4．妊産婦や子育て家庭を孤立させないよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援として、伴走型相談支援体制の充実に取り組むほか、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識と情報を広く提供します。

政策 17　みんなで支える子育て環境の充実

1．宍粟市全体で子育てを支援する雰囲気をつくるため、市民・地域・事業者がそれぞれの立場で協力し合い、子育てを支える仕組みを整えます。
2．子育て世帯が安心して働き続けられるよう、子育てと就労の両立を支援します。
3．多様化する保育ニーズに的確に対応するため、一時預かり事業や保護者の就労の有無に関わらず利用できる「こども誰でも通園制度」の充実を進めるとともに、受入体制整備に向けた人材確保に取り組みます。
4．子どもの発達や学びの連続性を確保し、子どもの豊かな育ちを支援するため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流を推進します。

政策 18　学びを支える教育環境の充実

1．保育士や教員が子どもと向き合う時間を十分に確保するため、ＩＣＴの活用も含めた業務負担の軽減を進めるとともに、専門的な資質やスキルの向上を図ります。
2．子どもの健康な育ちを支援する観点から、学校給食等に地元食材や地域の伝統食などを取り入れ、食育の推進を図ります。
3．不登校児童生徒への支援体制を構築するとともに、いじめを含む各種問題の早期対応・早期解決に向けて、関係機関との連携を図りながら、子どもたちにとって居心地の良い学校づくりに努めます。
4．将来にわたり安全安心な教育環境を確保し、多様な学習形態に対応することをめざし、施設・設備の適正かつ効率的な維持管理や、長寿命化の推進を図ります。

政策 19　子どもの可能性を広げる取組の推進

1．子どもが夢と自信を持ち、可能性に挑戦する力を育むため、多様な学習支援や特色ある体験の提供により、子どもの「生きる力」を育成します。
2．子どもが宍粟市への誇りと郷土愛を育めるよう、豊かな自然環境や森林資源を活用した木育の推進をはじめ、地域の伝統や文化に触れる機会の充実を図ります。
3．子どもが地域に育まれながら学び成長できるよう、地域・保護者・学校が一体となった小中一貫教育を推進します。
4．グローバル化やＩＣＴの導入など、時代の変化に教職員が柔軟に対応できるよう、研修の充実や授業改善研究の推進に取り組みます。

関連個別計画

◇健康しそう２１及び宍粟市食育推進計画
◇宍粟市義務教育の振興に係る長期構想
　しそうの子ども生き活きプラン後期基本計画
◇しそうこども指針
◇宍粟市子ども・子育て支援事業計画
◇宍粟市学校施設の長寿命化計画
◇宍粟市人権施策推進計画

基本方針 8 地域福祉と医療の充実



めざすまちの姿

「困った」という声を行政と市民の協働で確実に拾い上げられる、支え合いと助け合いのまち

現状と課題

◆公的サービスのニーズが高まる一方、医療・福祉分野における人材確保や、福祉サービスを担う事業者の確保が継続的な課題となっています。
◆住民同士のつながりが希薄化する中で、社会的孤立の課題が顕在化しており、相談窓口の認知度向上や民間・地域・団体との連携体制の強化が求められています。
◆家族のあり方が多様化する中で、日常的な家族のサポートが確保しにくい高齢者が増加傾向にあります。
◆高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進が必要です。
◆生活困窮者やひとり親世帯などが個々に抱える問題は複雑化しており、よりきめ細かな対応が求められています。また、就労に向けたアプローチやフォローアップを含めた支援体制の強化が必要な状況にあります。
◆障がいのある子どもの療育から地域生活、社会参加までを一貫して支援できる事業者や専門員が不足しており、切れ目のない支援体制の構築が課題となっています。
◆障がいのある人が安心した生活を送るためには、福祉サービスの充実に加え、就労への支援が必要です。
◆医療資源の少ない北部地域では、住み慣れた地域でも医療が受けられるよう、医療提供体制の維持確保が求められています。
◆医療人材の確保が今後一層厳しくなることが見込まれる中、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、国民健康保険診療所と公立宍粟総合病院の連携のあり方について、医療ＤＸの推進などにより再構築していく必要があります。
◆高齢化の進展に伴い、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人の意思を尊重した支援の重要性が高まっている一方で、急変時や看取りの場面で本人の意思が確認できないといった課題が生じており、本人が意思決定できなくなったときに備え、あらかじめ本人・家族・医療・介護関係者等の間で意思を共有するＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）の普及促進と地域医療体制の充実が求められています。

市民の声から（アンケート調査より）

〇子どもや立場の弱い人を大切にするまち、互いに協力し安心できるまちであってほしい。
〇学校や職場で福祉の現場を体験できる機会があれば、関心を持つ人が増えるのではないか。
〇どんなサービスよりも、人の温かさが感じられる宍粟市であってほしい。
〇近隣住民や親戚との接触が薄れ、孤独になっている方が増えているように思います。
〇いつか家族が認知症になったらと思うと、一人で支えていけるか不安。福祉施設や職場など、みんなが理解し、少しずつでも助けてくれるまちがいい。
〇生活していくうえでの困りごとは複雑に絡み合っているので、１か所に相談して対応してもらえるとみんな助かると思います。
〇救急のとき、地域医療事情が原因で、助かる可能性があっても助からないような、悲しい思いはしたくありません。

政策 20　福祉を支える人づくり

1．助け合い・支え合いの地域福祉への関心を高めるため、学習会・講演会などにより市民の意識向上を図ります。
2．児童生徒や地域住民が地域福祉への理解と関心を深められるよう、学校・事業者などと連携し、地域福祉活動を体験できる機会を提供します。
3．ボランティア活動に関わる機会づくりのため、活動に関する情報発信や相談支援に取り組みます。
4．地域福祉を持続的に支えられるよう、介護福祉士や相談支援専門員など、福祉人材の確保・養成に取り組みます。
5．福祉サービスを担う事業者の確保につなげるため、利用者ニーズの把握や必要な支援を検討します。

政策 21　福祉を支える地域づくり

1．地域で暮らす誰もが孤立せず、安心して交流できるよう、世代や属性を超えた交流の機会やイベントの開催に取り組みます。
2．地域における孤立やヤングケアラーなどの兆候を早期に把握するため、民生委員などと連携し、地域で見守る仕組みづくりを進めます。
3．特に若い世代の近所づきあいに関する意識を考慮し、地域コミュニティへの関わりを促します。
4．地域課題の解決に主体的に取り組む地域団体やボランティアの活動をサポートするとともに、多様な主体が連携した見守り体制の構築を進めます。
5．福祉を支える人に負担が偏らないよう、地域の居場所づくりの一環として、地域サロンやオレンジカフェの充実、関係機関と連携した情報共有に取り組みます。また、認知症サポーターの養成など学びの場を通じて、地域で支える体制を整えます。
6．障がいのある人への配慮が当たり前の地域づくりをめざし、障がい特性への理解と合理的配慮への理解促進に努めます。

政策 22　福祉を支える組織づくり

1．複合化・複雑化した課題を抱える市民が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、包括的な支援体制を構築するとともに、福祉サービスを利用したい人が適切にサービスを利用できるよう、情報発信の充実・強化に取り組みます。
2．生活困窮者が地域の中で自立した生活を営めるよう、就労支援のための体制・連携強化とともに、困窮世帯へのアプローチやフォローアップに取り組みます。
3．障がいのある人の自立と社会参加の促進に向けて、サービス事業所が市内企業とつながる機会の創出を支援するなど、一般就労・就労定着へ向けた取組を進めます。
4．障がいのある子どもやその保護者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実と、在宅療養や療育支援に向けて、事業所や医療機関などの関係機関との連携を図ります。

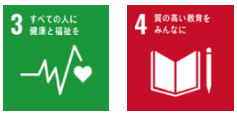
政策 23　安心の暮らしを支える地域医療の充実

1．公立宍粟総合病院を核とし、診療所・介護保険サービス事業者などとの連携を強化することで、切れ目のない医療サービスが提供できる体制づくりを推進します。
2．どこに住んでいても必要な医療を受けられるよう、医療に従事する人材の安定的な確保に努めます。
3．将来的な医療ニーズや地域の実情を踏まえ、救急時でも誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられる環境整備に向けて、播磨姫路医療圏域内の病院と連携するとともに、医療提供体制の充実と医療の質の向上を図ります。
4．医療情報の共有や業務の効率化を進める観点から、マイナ保険証の利用促進や医療ＤＸの推進、遠隔診療など先進技術の活用による機能的な医療提供体制を整えます。
5．病気の早期発見・早期治療につなげるため、健診受診の啓発と、受診しやすい環境整備に取り組みます。

関連個別計画

◇宍粟市新病院整備に係る基本計画
◇公立宍粟総合病院経営強化プラン
◇宍粟市地域福祉計画
◇宍粟市高齢者福祉計画及び
　宍粟市介護保険事業計画
◇宍粟市国民健康保険データヘルス計画
◇特定健康診査等実施計画
◇宍粟市障がい者計画
◇宍粟市障がい福祉計画
◇宍粟市障がい児福祉計画
◇宍粟市国民健康保険事業計画
◇宍粟市男女共同参画プラン
◇宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針及び宍粟市手話施策推進アクションプラン

基本方針 9 生きがいと健康づくりの充実



めざすまちの姿

心身ともに健康で、学び・スポーツ・文化に親しみながら
仲間とともに生きがいを感じられるまち

現状と課題

◆健康寿命と平均寿命の差が大きく、全世代での健康づくりを進める必要があります。
◆市民主体の健康づくりを先導してくれるリーダーの確保が課題です。
◆生涯学習に関するアンケート調査結果からは、学んだことをどのように活かしていけばいいか分からないという回答が多く、学びが個人の生きがいや趣味の範囲にとどまっていることが課題に挙げられます。
◆読書を習慣化することは、知識の獲得だけでなく、精神的充実や活力の向上にもつながる一方で、図書館の老朽化が進んでおり、今後の対応に向けた検討が必要です。
◆週 1 回以上スポーツをしている成人の割合は、国・県平均と比べやや低い傾向にあります。スポーツの多様化とライフスタイルの変化に対応した推進策や、施設の老朽化も含めた環境整備が課題です。
◆歴史・文化に関する講座や講演会の参加者が、関心層に偏る傾向があります。
◆地域伝統文化の担い手が不足する中で、後継者の育成やデジタルアーカイブ化など、活動の保存・継承の意識向上が重要となっています。

市民の声から（アンケート調査より）

〇高齢者のひきこもりが問題になっているが、外に出て人と話すことで体も心も健康でいられると思う。
〇スポーツが好きな時に無料でできる場を作りたい。
〇地域のために何かしたいと考えることはあるが、知識もないし、一人では踏み出しづらい。
〇幅広い世代の人々が、それぞれに居場所を作れるまちであってほしいと思う。
〇伊和神社の神輿や揖保乃糸、日本酒発祥の地など、宍粟市の魅力を知らない人が多いのがもったいないと思います。
〇人が減って、地元の祭りがなくなってしまうのは、とてもさみしいと感じる。

政策 24　心身の健康づくりと生きがいの創出

1．誰もが健康への意識を高め、健康な生活を長く維持できるよう、生活習慣の改善や疾病予防をはじめとした世代に応じた取組を展開するとともに、健康づくりを推進する人材を育成します。
2．メンタルヘルスについて市民が正しく理解し、日常生活の中で心の健康を保てるよう、互いに協力しながら学び合い、学びを地域へ広めていく取組を進めます。
3．高齢者が心身ともに健康に暮らせるよう、介護予防や認知症予防への実践的な取組を進めます。また、地域活動や多様な働き方を後押しし、社会参加の機会づくりと生きがいづくりを支援します。
4．世代を問わず、誰もが健康づくりを楽しみながらつながりを持てるよう、日常的な軽運動や地域でのレクリエーション活動の機会と場の創出に取り組みます。

政策 25　学びとスポーツによる生涯学習の充実

1．市民が地域課題を自分事として考え、主体的に地域に関わる意識（シチズンシップ）の醸成をめざし、地域課題に結び付く学習の機会づくりに取り組みます。また、得た知識を地域で広げていける仕組みづくりを進め、共に学び支え合うコミュニティの形成を促進します。
2．市民が読書を通じて心豊かな生活を送れるよう、団体や学校、他市町との連携強化を進め、移動図書館車の内容の充実や電子図書館の利用促進に取り組みます。
3．ライフステージに応じた生涯スポーツによる「人づくり・仲間づくり・地域づくり」を推進するため、多様なスポーツの機会や施設・空間の充実を図ります。

政策 26　地域文化・芸術の継承と活用の推進

1．地域の魅力の再発見と郷土愛の醸成を図るため、市民が歴史や文化への理解を深める機会の拡充を進めます。
2．地域の文化資源を次世代へ継承するとともに、まちの魅力として広く発信できるよう、有形登録文化財や民俗芸能の観光・ＰＲへの活用を進めるほか、文化財の保存や後継者の育成に取り組む地域や団体の活動を支援します。
3．地域文化や芸術を通じたつながりにより、心豊かに暮らせるよう、文化・芸術に触れる環境・機会づくりに取り組むとともに活動の担い手育成を図ります。
4．「発酵のふるさと宍粟」をキーワードとして、商工会や観光協会などと連携し、発酵文化や伝統を観光資源として活用します。

関連個別計画

◇健康しそう２１及び宍粟市食育推進計画
◇宍粟市自殺対策計画
◇宍粟市国民健康保険データヘルス計画
　及び特定健康診査等実施計画
◇宍粟市文化財保存活用地域計画
◇宍粟市社会教育振興計画
◇宍粟市読書活動推進計画
◇宍粟市スポーツ推進計画

基本目標4

多様な個性が活躍する、時代に対応したまち

写真等

（デザイン時に挿入予定）

目標指標（ＫＧＩ）

指標	単位	過年度実績値（2020）	現状値（2025）	目標値（2031）
社会通念・慣習・しきたり等において「平等になっている」と感じている人の割合	%	－	１０.０	５０．０
自治会役員に女性が就任している自治会の割合	%	－	４．５	１０．０
コミュニティ支援員配置地区	地区	2	3	7
公共施設等の延床面積削減率	%	－	0（2024）	４．１

基本方針 10 自分らしさが尊重される関係の創出

めざすまちの姿



多様性を尊重し、お互いを認め合いながらつながり、
ありのままの自分でいられるまち

現状と課題

◆アンケート調査結果から、市民の人権への関心は比較的高く、宍粟市に住み続けたいと考える人ほどその傾向が顕著です。差別や偏見のない地域づくりが住み心地にも影響していることがうかがえます。
◆インターネット上では、匿名で発信できることを悪用し、他人を傷つける誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的な表現などが広がっており、社会全体の大きな問題となっています。
◆女性の社会進出や性別役割分担意識の見直しが進むなど、男女共同参画に関する意識は変化しつつありますが、引き続き女性の活躍の場を広げる取組を進める必要があります。
◆ＤＶや各種ハラスメントは表面化しにくく、被害が潜在化しているケースもあると考えられるため、被害者が孤立しないよう、適切な支援につなぐ仕組みが必要です。
◆外国人市民は増加傾向にあり、多様な国籍の方が市内で生活されています。多文化への相互理解を深める取組を進める必要があります。

市民の声から（アンケート調査より）

〇共に支え合い、相手を気遣い労わる気持ちをみんなが持てたなら、誰も傷つかないと思います。
〇老若男女や障がいのある人など、いろんな人が仲良く助け合っていければと思います。
〇ＳＮＳで暴力的・差別的な言葉を見かけることがあり、子どもが影響されないか不安。
〇家事や子育て、地域の活動も、男女関係なくみんなで担えるまちになってほしいです。
〇田舎でも、近所に外国の方が増えてきたなと感じています。
〇外国の文化や習慣を知る機会があれば、もっと自然に仲良くなれると思う。

政策 27　人権尊重のまちづくり

1．性別・障がい・国籍など、あらゆる人権問題への意識を高めるため、市民が主体的に参加できるイベントや講演会を開催するとともに、事業者などとも連携した啓発活動を推進します。
2．子どもや若い世代に人権を尊重する意識を根付かせるため、学校・家庭・地域が連携し、子どもの発達段階やライフステージに応じた学習機会の充実を図ります。
3．誰もが安心して相談できる人権擁護（相談・支援・救済）体制の充実に向けて、法務局などの関係機関との連携を強化するとともに、相談対応の質の向上に努めます。
4．誤った情報による差別や偏見を防ぐため、小中学生や保護者をはじめとするすべての市民に対し、情報を正しく見極める力を身につけるメディアリテラシーの重要性について啓発を進めます。

政策 28　ジェンダー平等・多様な性の尊重

1．ジェンダー平等の実現に向け、広報紙や市公式ＳＮＳによる啓発を行うとともに、学校・家庭と連携し、子どもの頃からの教育を推進します。
2．性別に関係なく、一人ひとりが個性と能力を発揮するため、女性の管理職や地域活動における指導的地位への登用に向けた意識改革と環境づくりに取り組みます。
3．ＤＶや各種ハラスメントなどの未然防止と早期発見に努めるとともに、警察などの関係機関との連携強化により、ＤＶなどの困難な問題に対する相談体制を整え、当事者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

政策 29　多文化共生の推進

1．お互いの文化や習慣への理解を深め、交流を促進するため、宍粟市国際交流協会と連携し、子どもから大人まで幅広い市民が参加できる交流機会の充実を図ります。
2．外国人市民は共に地域社会を支える一員でもあることから、外国人市民が安心して暮らせるよう、外国語表記の充実や必要な情報が届く体制づくりなど、生活環境の整備に努めるとともに、自治会など地域と連携し、日常生活のルールやマナーの相互理解を促進することで、文化の違いに起因するトラブルの未然防止を図ります。

関連個別計画

◇宍粟市人権施策推進計画
◇宍粟市社会教育振興計画
◇宍粟市男女共同参画プラン
◇宍粟市ＤＶ防止・被害者等支援基本計画

基本方針 11 共創によるまちの発展



めざすまちの姿

誰もが積極的に市政やまちづくり活動に参画し、
市民と行政が手をとりあって共に創りあげるまち

現状と課題

◆就職や進学に伴う若者の流出に加え、少子高齢化や単身世帯の増加により、地域での支え合いが難しくなっています。
◆高齢化が進行する中で、今まで通りの自治会活動が難しくなっており、自治会活動を補う活動への支援が必要です。
◆これまで地域活動の中心であった自治会長や役員だけでなく、市民主体のまちづくりのために、多様な主体の参画が必要です。
◆市民と行政が共にまちをつくるという意識を育むためには、互いに考えを伝えあい、信頼関係を築くことが重要です。
◆宍粟市は市域が広大であるため、地域ごとに資源、課題、特性が異なります。異なる地域の政策ニーズに的確に対応する必要があります。
◆情報発信媒体が多様化する中、複数の媒体を効果的に組み合わせ、市民ニーズに応じた情報を的確に届ける必要があります。
◆すべての世代が宍粟市の未来に関心を持ち、市政に参画できる機会を確保していくことが重要です。

市民の声から（アンケート調査より）

〇市民で作り上げる熱のある元気なまちになってほしい。
〇市民の意見を行政に直接活かしてもらえるよう、市民と行政が近い存在であるべき。
〇いろいろな決め事も市民アンケートなどを活用して、もっと市民の声も取り入れてほしい。
〇大きなイベントは、市役所だけで企画するのではなく、いろいろな機関、立場の人が協力して考えていく必要があると思います。

政策 30　市民の主体的な活躍の推進

1．市民主体のまちづくりを推進するため、女性や若者、子どもも含めた多様な人材が参画できるよう啓発します。
2．自治会と連携・協力し、地域全体を支える地域運営組織などの設立や市民の主体的な活動をサポートします。
3．地域と行政が協力し、社会情勢の変化や地域ごとに異なる課題に対応できる地域づくりをめざします。また、地域の歴史・文化・自然を活かした特色ある拠点づくりを推進します。
4．自治会、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などのさまざまな活動を発信し、コミュニティ活動の輪を市内に広げていきます。
5．地域づくり・活動の担い手不足に対応するため、市外に居住しながら地域に関わる関係人口の創出に取り組みます。

政策 31　開かれた市政の推進

1．市民の目線に立った分かりやすい広報紙や公式サイトの記事作成に努めます。市民が必要とする情報を入手でき、行政が伝えるべき情報を確実に伝えられるよう、情報発信の充実を図ります。
2．市民参画のまちづくりを推進するため、タウンミーティングなどの意見交換を行う場を設けるほか、公式サイトなどさまざまな媒体を活用し、市政に対して意見・提案を行える機会の充実を図ります。
3．市民に必要な情報を分かりやすく届け、寄せられた意見や提案を市政に活かしていくことで、誰もが身近で参加しやすい開かれた市政をめざします。

関連個別計画

◇宍粟市参画と協働のまちづくり指針　　◇宍粟市コミュニケーション戦略プラン

基本方針 12 健全な行財政運営の推進

（行政改革大綱）

めざすまちの姿

多様な主体の力が連携し、さまざまな技術を活用しながら、効率的・効果的な行財政運営を進めるまち

現状と課題

◆宍粟市では人口減少・少子高齢化が進行しており、税収の減少や医療費などの増加が課題となっています。
◆2022 年度から 2026 年度までを期間とする「第四次宍粟市行政改革大綱」に基づき、歳入歳出の改善やＤＸの推進などの取組を行いました。
◆単にコストを削減するのではなく、デジタル技術の活用や業務プロセスの見直しを通じて、限られた資源の中で市民サービスの質を高めつつ職員負担を軽減する「質的向上」を重視した取組を進める必要があります。
◆宍粟市が保有する公共施設の総量は他自治体と比較しても多く、老朽化が進行し更新・改修時期を迎える中で、更新費用などの増加が懸念されます。
◆複雑多様化する行政課題や市民ニーズに対応するため、職員のスキルアップやモチベーションの向上のほか、知識・経験の部局横断的な共有が求められます。
◆市単独での実施が難しい事業や、広域でのまちづくりを推進するため、たつの市を中心とする「播磨科学公園都市圏域定住自立圏」や、姫路市を中心とする「播磨圏域連携中枢都市圏」を形成しています。
◆人口減少と人手不足が進行する中で、行政や市民だけでまちづくりを行うのではなく、市外の大学や市内外の企業を含む多様な主体と連携した取組を進める必要性が高まっています。

市民の声から（アンケート調査より）

〇窓口に行くのも手続きにも時間がかかる。家から手続きができれば便利。
〇デジタル化で便利になるのも良いが、情報弱者が取り残されないようにしてほしい。
〇使われていない施設に維持費をかけるくらいなら整理してはどうか。
〇もっと危機感を持ってスピーディーに市政を行ってほしい。
〇市の財政が厳しいことは理解している。無駄を省いて、本当に必要なことにお金を使うべき。
〇隣接した自治体と協力すれば、もっと充実したサービスが受けられ、交流も盛んになるのではないかと思う。
〇民間でできて、なぜ行政ではできないのか。もっと民間の力を借りても良いのでは。

政策 32　ＤＸ・業務改革の推進

1．業務の複雑化・専門化と人手不足の進行に対応するため、ＡＩ技術などさまざまな技術の導入を検討し、業務負担の軽減と正確性の両立を図ります。
2．市民の利便性を高めるため、窓口ＤＸと内部ＤＸを一体的に進め、来庁不要な手続きの拡大に取り組むとともに、情報格差の解消に努めます。

政策 33　公共施設の最適化と財政基盤の強化

1．将来の施設利用需要の変化を踏まえ、施設規模や配置の最適化を進めるとともに、計画修繕と予防保全を基本とした維持管理を推進します。
2．遊休財産を含む公有財産について、維持コストの抑制と財源確保につなげるため、貸付・売却・譲渡・用途転換などを組み合わせた有効活用を進めます。
3．将来の財政負担を考慮し、国県補助金など有利な財源の活用に努めるとともに、使用料・手数料の適正化を含め自主財源の確保に取り組みます。あわせて、事務事業の見直しによる歳出抑制を推進します。

政策 34　組織力の強化と広域連携の推進

1．限られた職員数の中でも行政サービスの質を維持・向上できるよう、職員の専門性を向上させ、部局横断的な推進体制を整えるとともに、重点分野への人員・予算の集中配分や組織のスリム化を進めます。
2．市民から信頼される市政を確立するため、研修などによる職員の能力・資質向上のほか、コンプライアンスの確保に取り組みます。
3．多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏など、広域連携による取組を進め、医療・福祉・産業などの各分野で圏域全体の活力向上を図ります。
4．行政サービスの水準を維持するため、行政が担うべき核心業務を明確にしたうえで、外部委託やＰＦＩのほか、あらゆる官民連携の手法を積極的に活用します。

関連個別計画

◇宍粟市公共施設等総合管理計画
◇宍粟市人材育成・確保基本方針
◇宍粟市ＩＣＴ活用ビジョン

資料編

1．宍粟市の概況データ

Ⅰ　市の特徴

本市は 4 つの町（宍粟郡山崎町・同一宮町・同波賀町・同千種町）が 2005 年 4 月 1 日に合併し誕生した。

兵庫県中西部に位置し、北は養父市・鳥取県、東は朝来市・神河町、南は姫路市・たつの市、西は佐用町・岡山県に接している。京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が地域内で交差する西播磨内陸の交通の要衝となっており、市中心部から神戸市までが約 100km、大阪市までが約 140km に位置する。また、東西方向約 32km、南北方向約 42km と広く、行政面積は 658.54 ㎢と兵庫県土の 7.8%を占めている。

気候は、北部地域は日本海型気候の影響を受けて寒冷多雨、冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受けて温暖な気候となっている。

市域の約９割を山地が占めており、兵庫県下最高峰の氷ノ山、第２峰の三室山、第３峰の後山という標高 1,000m を超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かなまちである。また、一級河川の揖保川、名水百選の千種川をはじめ、福知渓谷・音水渓谷などの景勝地、日本の滝百選の原不動滝、かおり風景 100 選の千年藤、最上山公園（もみじ山）など、豊かで美しい自然環境や風景が四季折々の風情を織りなしている。

広大な森林面積を有するこの地域は、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の生産が地場産業として栄えた。特に宍粟材の県内市場に占める割合は約 1/3 となっており、県内有数の木材産地となっている。





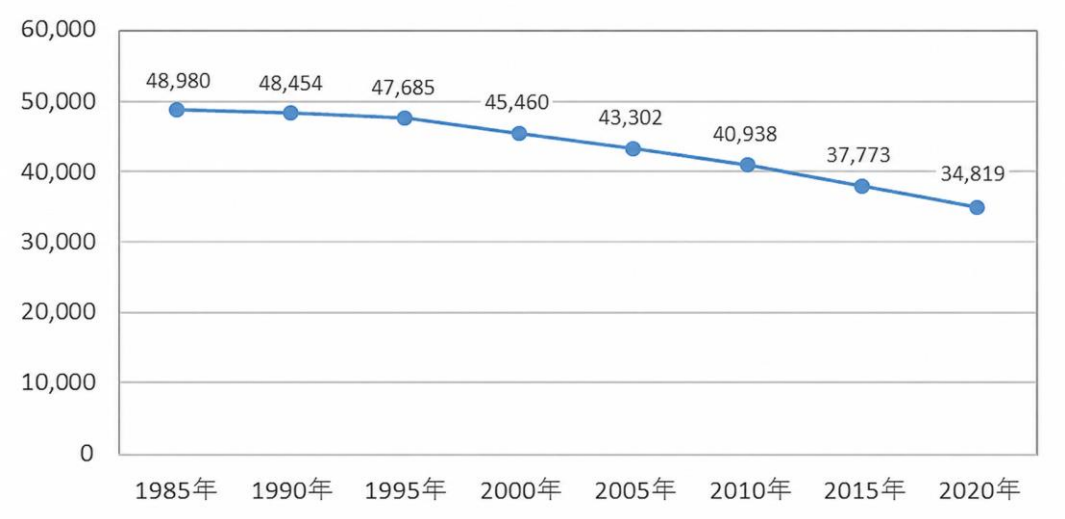


2　人口

宍粟市の人口推移

本市の人口は減少し続けており、2020 年に実施された国勢調査では 34,819 人であり、1985 年から 35 年間で 14,161 人（28.9%）減少している。

人口の推移

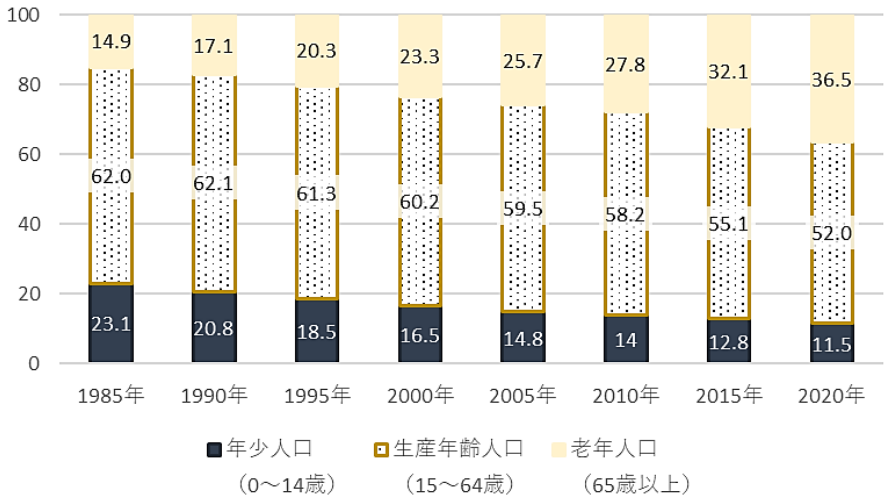


出典：総務省「国勢調査」

年齢３区分別人口割合の推移

本市における年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、2020 年における総人口に対する老年人口（65 歳以上）の割合（高齢化率）が 36.5%であり、国の高齢化率（28.6%）と比べて高くなっており、高齢化が進行している。

年齢３区分別人口割合の推移



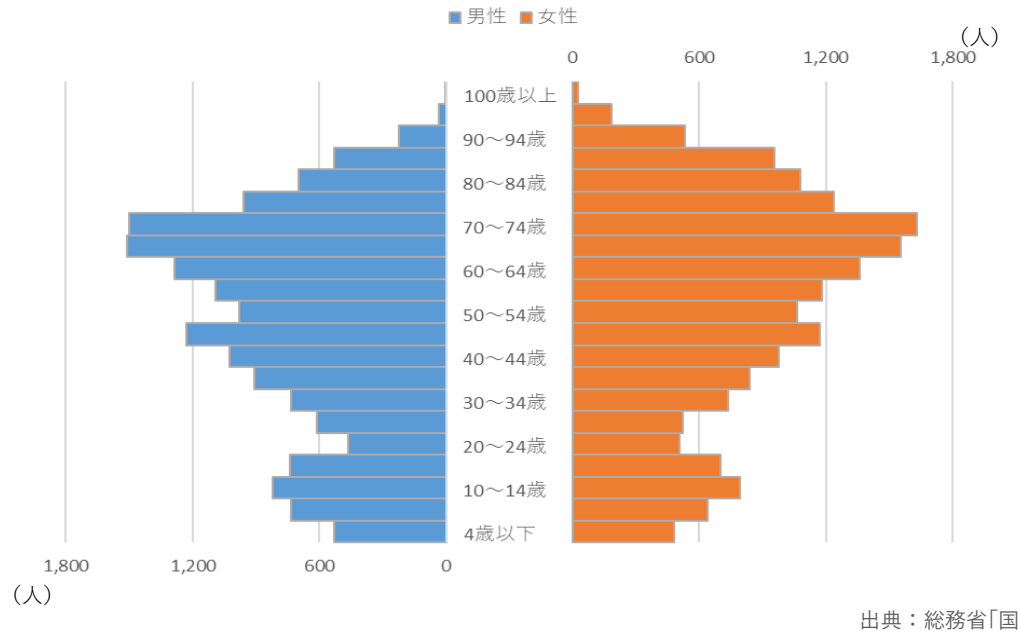
四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある（以降同様）

出典：総務省「国勢調査」

年齢構造

男女別 5 歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、若年層より高齢層が多いつぼ型に近い形となっている。

男女別 5 歳階級別人口（2020 年）

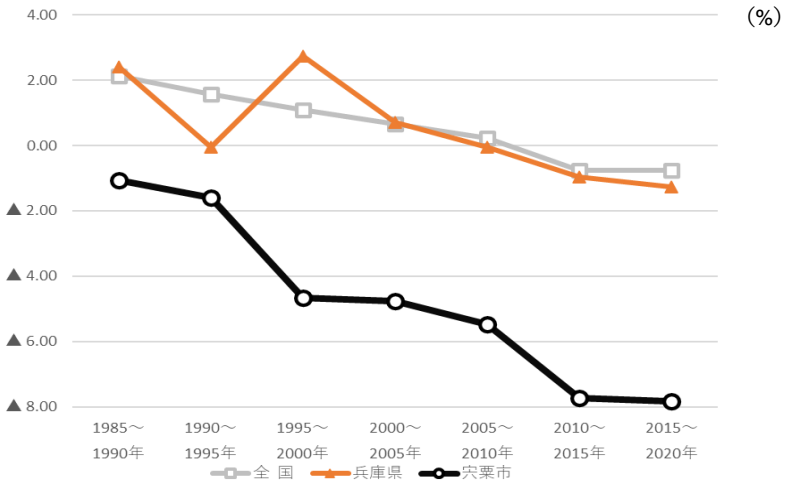


出典：総務省「国勢調査」

人口増加率

人口増加率をみると、全国では 2015 年以降は減少に転じており、兵庫県では 1995 年から 2005 年までは増加していたが、2005 年以降は減少している。本市の人口は 1985 年以降、減少し続けている。

人口増加率



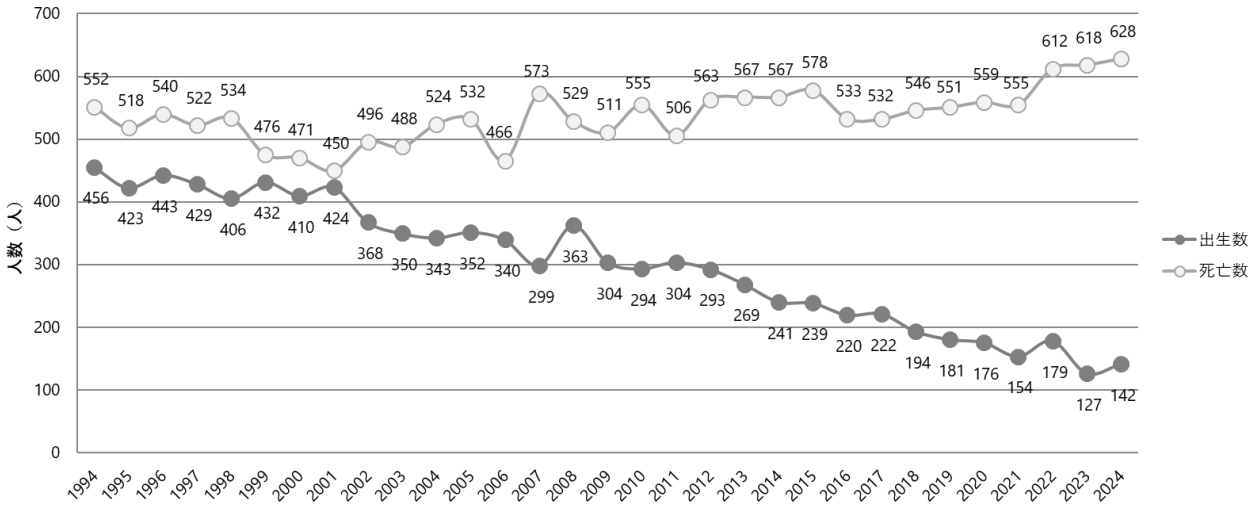
	1985～1990年	1990～1995年	1995～2000年	2000～2005年	2005～2010年	2010～2015年	2015～2020年
全 国	2.12	1.58	1.08	0.66	0.23	▲ 0.75	▲ 0.75
兵庫県	2.41	▲ 0.06	2.75	0.72	▲ 0.04	▲ 0.95	▲ 1.26
宍粟市	▲ 1.07	▲ 1.59	▲ 4.67	▲ 4.75	▲ 5.46	▲ 7.73	▲ 7.82

出典：総務省「国勢調査」

出生・死亡の状況

出生数は 1994 年の 456 人から 2024 年には 142 人まで減少しており、30 年間で約 7 割少なくなっている。一方、死亡数はこの間、450 人から 628 人の間で増減しつつ、全体としては増加傾向にある。

出生･死亡の推移



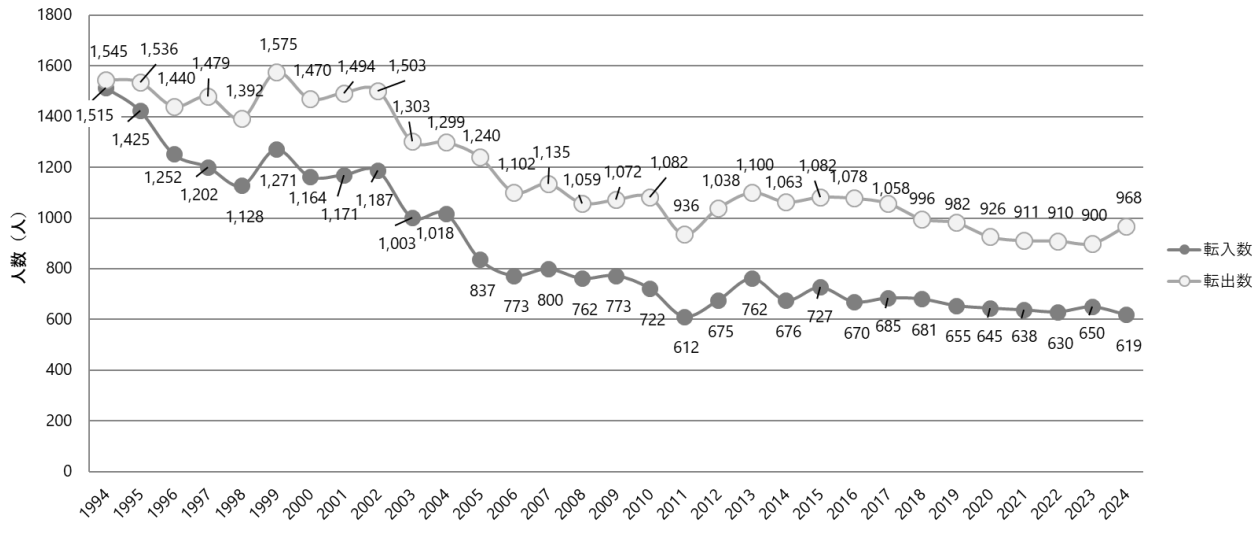
※ 地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）より作成

転入・転出の状況

転入数は 1994 年の 1,515 人から 2024 年には 619 人へと大きく落ち込み、ピーク時の約 4 割まで減少している。転出数においても 1,545 人から 968 人に減少しているが、転入の減少幅のほうが大きいため、転出超過の状態が続いている。

転入・転出共に人数が減っていることは、市全体の人口が小さくなっているため、社会移動数もそれに伴って減少していると考えられる。

転入･転出の推移

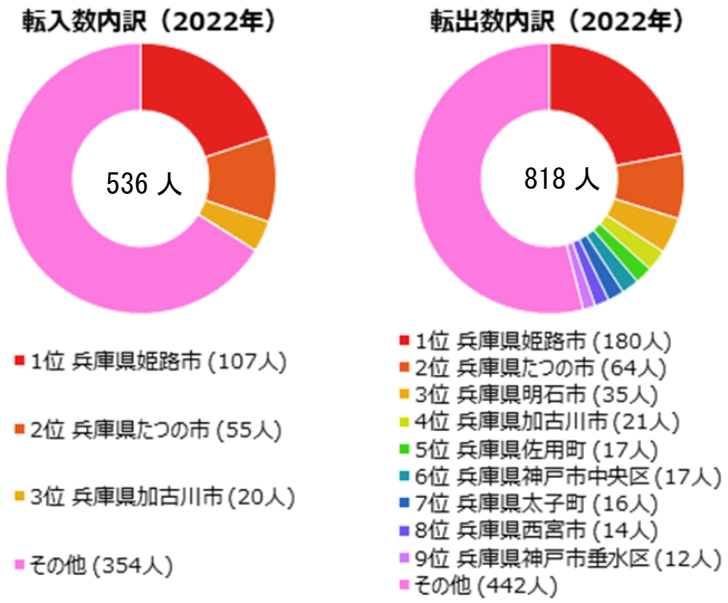


※ 地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）より作成

転出先・転入元の状況

本市からの転出数が多いのは姫路市、たつの市、明石市、加古川市となっている。
また、転入数が多いのは姫路市、たつの市、加古川市である。

転出･転入の状況（宍粟市）

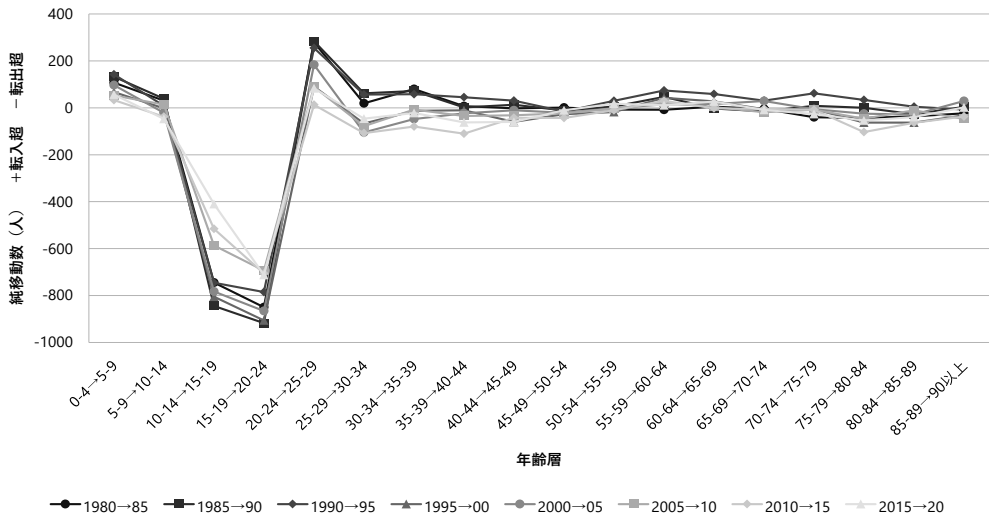


※ 住民基本台帳人口移動報告

年齢階級別純移動数の推移

本市における年齢階級別純移動数の時系列推移をみると、10～14 歳→15～19 歳、15～19 歳→20～24 歳となる年代で大きく減少している。これは、高校や大学への進学によって市外へ転出することによるものである。そして、20～24 歳→25～29 歳となる年代で少し回復しているのは、進学により市外へ転出した人が就職等により戻ってくる、いわゆるＵターンが一定数あることを示している。しかし、回復幅は年々狭くなる傾向にある。

年齢階級別純移動数の時系列推移

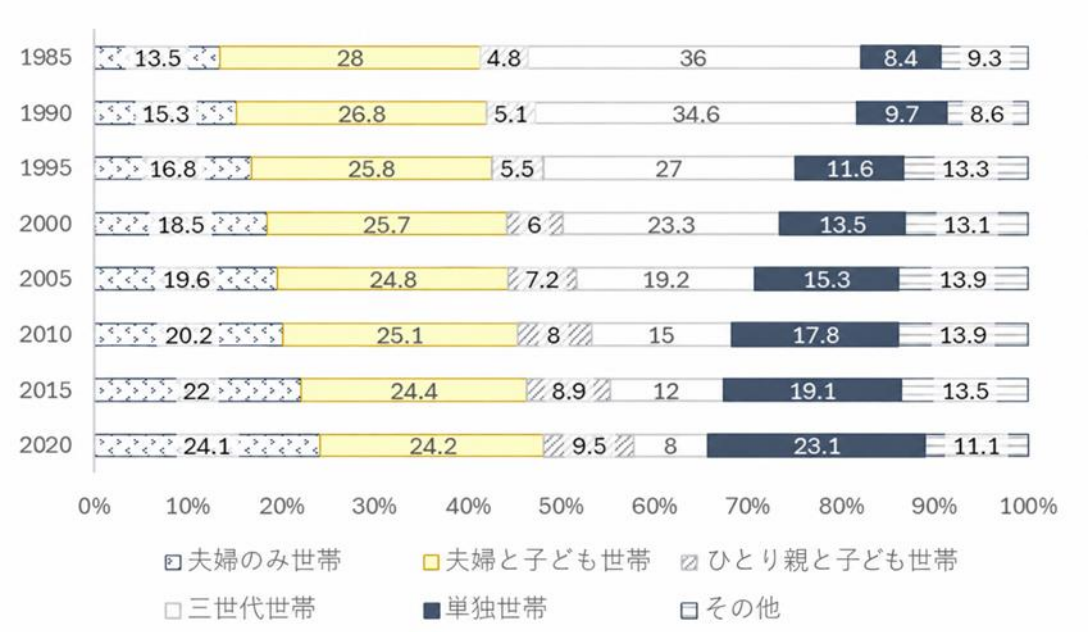


※ 地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）により作成

家族類型別世帯割合

本市では 1985 年以降、夫婦のみ世帯やひとり親と子ども世帯、単独世帯の割合が上昇している一方、三世代世帯の割合が大幅に低下しており、家族構成が大きく変化している。

家族類型別世帯割合の推移

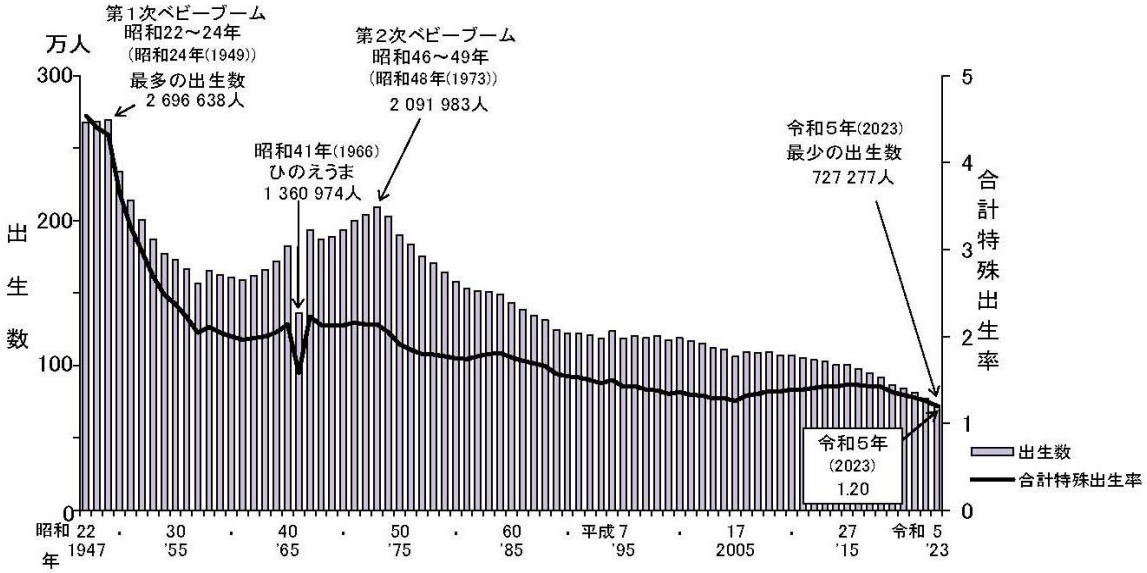


※ 兵庫県統計書

出生数・合計特殊出生率の推移

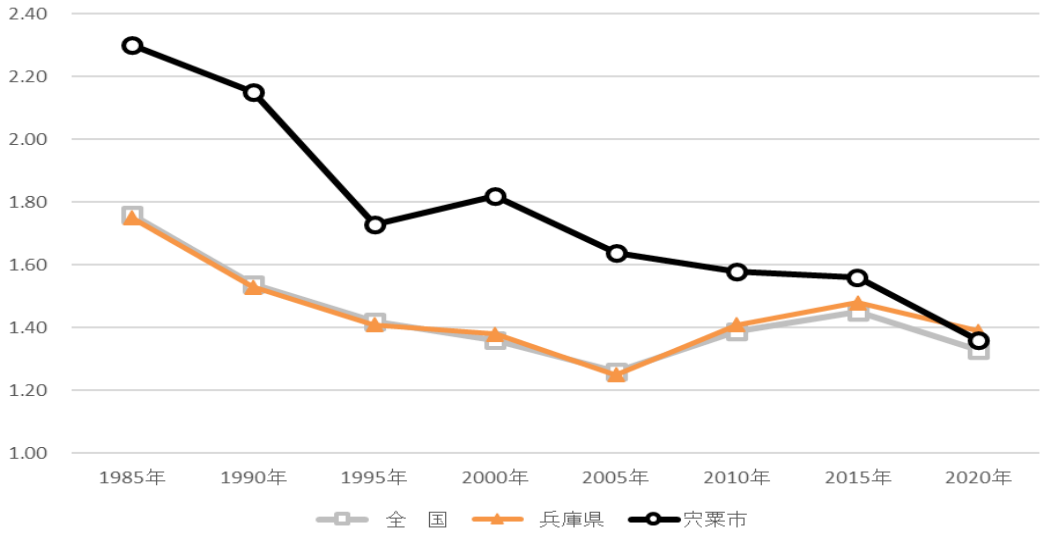
2023 年度の全国の合計特殊出生率は、最も落ち込んだ 2005 年よりもさらに減少し、1.20 となった。本市は国や県より高い数値で推移していたが、年々減少し、2020 年には国・県の数値を下回った。

出生数と合計特殊出生率の推移（国）



※ 人口動態統計

合計特殊出生率の推移



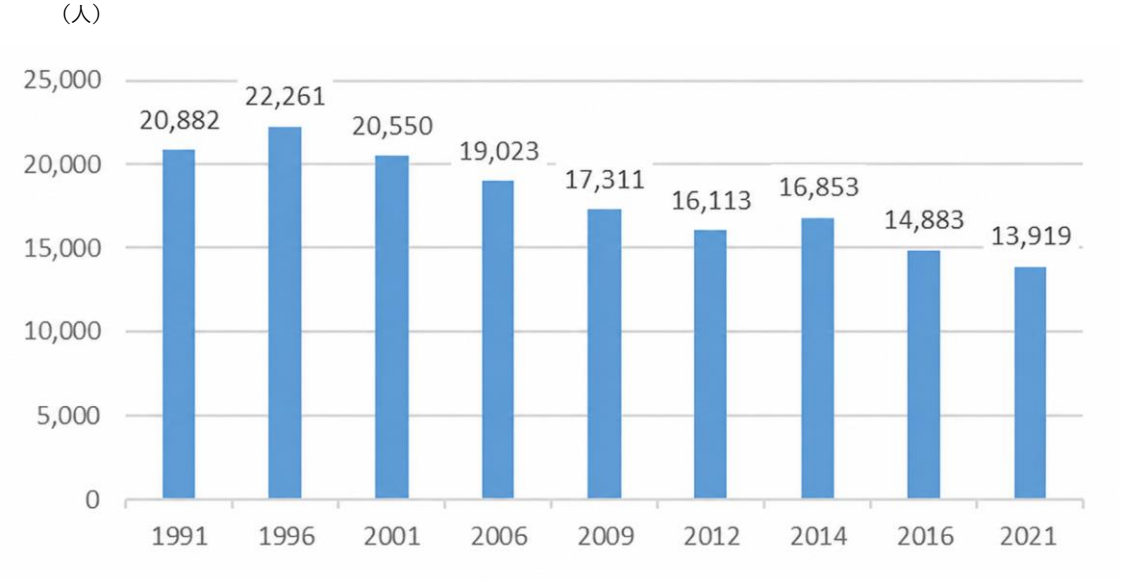
※ 兵庫県保健統計年報

3　産業

従業者数の推移

本市の従業者数の推移をみると、1996 年までは増加しているが、その後は減少が続いており、1991 年からの 30 年で約 3 割減少している。

従業者数の推移（宍粟市）



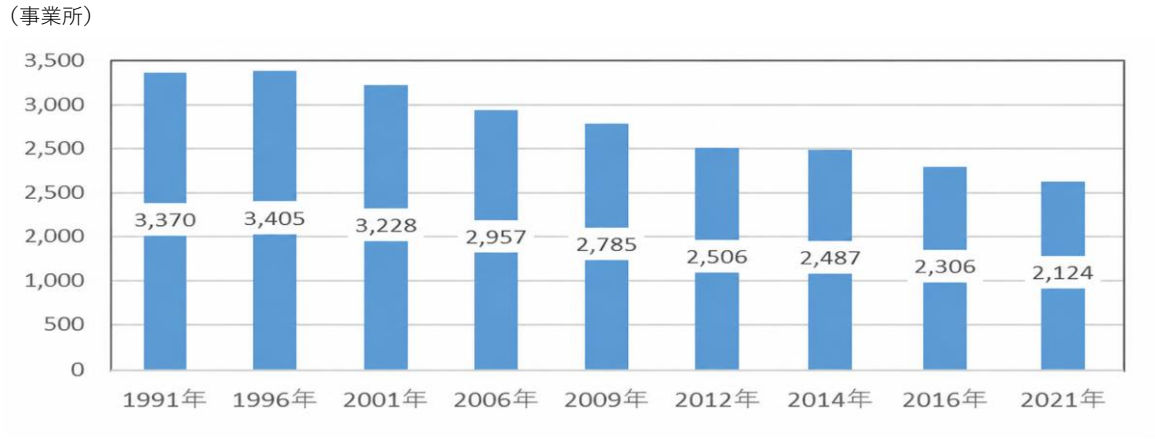
	1991年	1996年	2001年	2006年	2009年	2012年	2014年	2016年	2021年
全　国	60,018,831	62,781,253	60,158,044	58,634,315	58,442,129	55,837,252	59,892,274	56,872,826	57,949,915
兵庫県	2,364,593	2,490,170	2,329,868	2,286,149	2,270,959	2,173,594	2,322,768	2,203,102	2,221,469
宍粟市	20,882	22,261	20,550	19,023	17,311	16,113	16,853	14,883	13,919

※ 事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査

事業所数の推移

本市の事業所数の推移をみると、1991 年からの 30 年で約 3 割減少している。

事業所数の推移（宍粟市）



事業所数の推移

（事業所）

	1991年	1996年	2001年	2006年	2009年	2012年	2014年	2016年	2021年
全　国	6,753,858	6,717,025	6,350,101	5,911,038	5,886,193	5,453,635	5,649,632	5,340,783	5,156,063
兵庫県	279,371	264,826	252,132	238,879	237,140	218,877	228,523	214,169	203,113
宍粟市	3,370	3,405	3,228	2,957	2,785	2,506	2,487	2,306	2,124

※ 事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査

林業の状況

林業経営体数は、2005 年には 725 経営体であったが、2020 年には 84 経営体となった。

林業の状況

	林業経営体数（経営体）	経営のみを行う経営体（経営体）	林産物の生産のみ（経営体）	割合（%）	林産物の生産及び作業受託を行う（経営体）	割合（%）	作業受託のみ（経営体）	割合（%）
2005年	725	219	196	89.5	9	4.1	14	6.4
2010年	412	125	112	89.6	9	7.2	4	3.2
2015年	202	80	63	78.8	11	13.8	6	7.5
2020年	84							

※ 農林業センサス

農業産出額及び林業総収入等の推移

本市の農業産出額では、2022 年は 2005 年と比較して 76.8 と減少している。

林業総収入では、2005 年を基準として、2010 年に 54.3 と減少したが、2022 年には 127.2 となっている。

農業産出額及び林業総収入の推移

	農業産出額									
	2005年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
全国（億円）	85,119.0	83,639.0	87,979.0	92,025.0	92,742.0	90,558.0	88,938.0	89,370.0	88,384.0	90,015.0
兵庫県（億円）	1,501.0	1,491.0	1,608.0	1,690.0	1,634.0	1,544.0	1,509.0	1,478.0	1,501.0	1,583.0
宍粟市（億円）	28.4	22.1	23.7	24.5	24.3	23.3	22.7	21.5	20.7	21.8
【指数】全国	100.0	98.3	103.4	108.1	109.0	106.4	104.5	105.0	103.8	105.8
【指数】兵庫県	100.0	99.3	107.1	112.6	108.9	102.9	100.5	98.5	100.0	105.5
【指数】宍粟市	100.0	77.8	83.5	86.3	85.6	82.0	79.9	75.7	72.9	76.8

	林業総収入			
	2005年	2010年	2015年	2020年
全国（億円）	2,490.9	2,602.8	3,223.0	3,794.0
兵庫県（億円）	41.7	33.8	58.6	75.6
宍粟市（億円）	17.3	9.4	16.6	22.1
【指数】全国	100.0	104.5	129.4	152.3
【指数】兵庫県	100.0	81.1	140.6	181.3
【指数】宍粟市	100.0	54.3	95.8	127.2

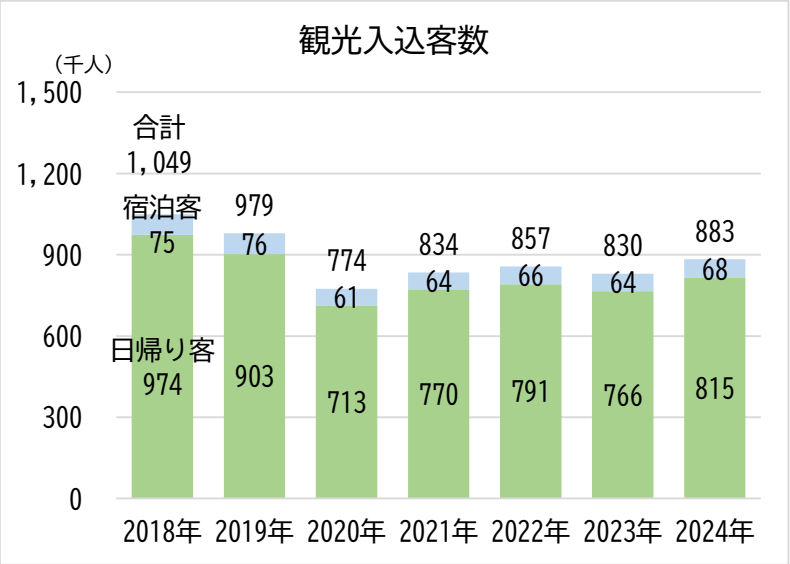
（注）指数については、2005年（平成17年）を100とした場合の指数変化。

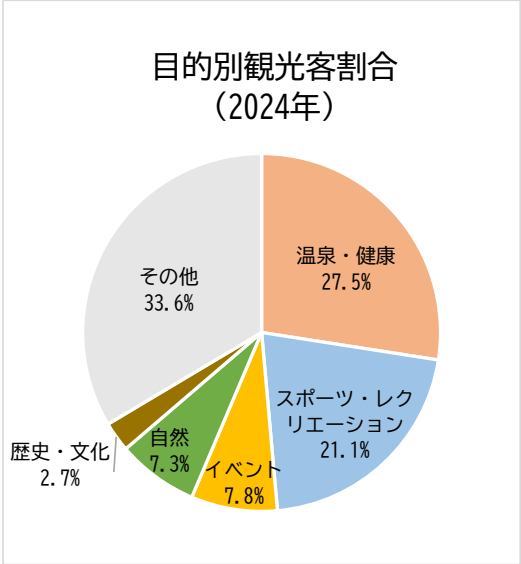
（資料）農業産出額の2005年（平成17年）が農林水産省「生産農業所得統計」、
以降は農林水産省「年次別農業総産出額及び生産農業所得」及び
「都道府県別農業産出額及び生産農業所得」及び「市町村別農業産出額（推計）」、
林業総収入は農林水産省「農林業センサス」。

観光

本市の観光入込客数の推移をみると、2018 年以降減少傾向で推移し 2020 年に 77 万人程度まで減少している。以降再び増加となり 83～88 万人程度となっているが、コロナ禍以前の水準までは回復していない。目的別観光客割合は、「温泉・健康」及び「スポーツ・レクリエーション」で５割程度となっている。

観光入込客数の推移と目的別観光客割合





（千人）

年　度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
日帰り客	974	903	713	770	791	766	815
宿泊客	75	76	61	64	66	64	68

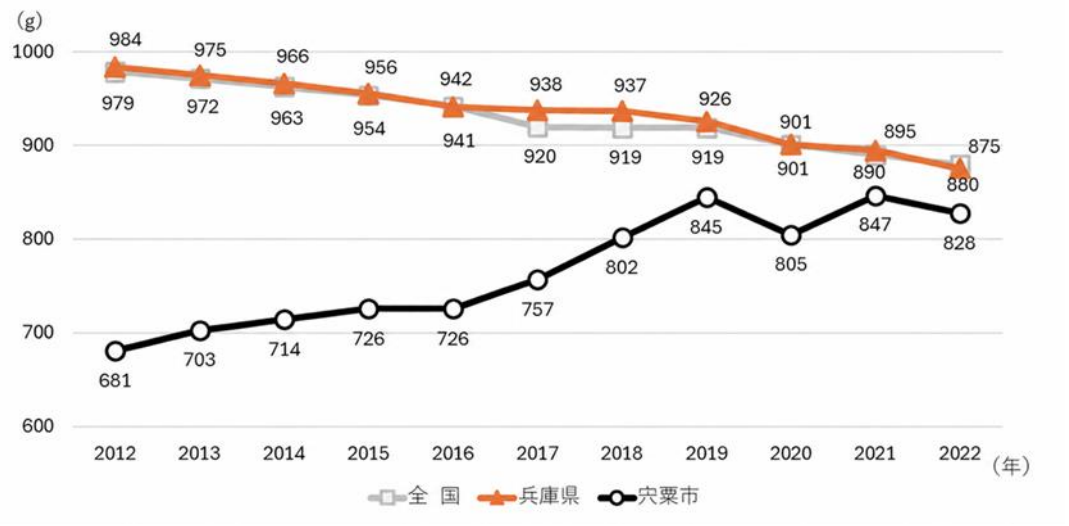
※ 兵庫県観光客動態調査

4　自然環境

循環共生型社会

本市ではごみの減量化、資源循環に取り組んでいるが、１日１人当たりのごみ排出量は国・県では減少傾向であるのに対し、本市では増加傾向にある。

１日１人当たりのごみ排出量



１日１人当たりのごみ排出量

(g)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全 国	979	972	963	954	942	920	919	919	901	890	880
兵庫県	984	975	966	956	941	938	937	926	901	895	875
宍粟市	681	703	714	726	726	757	802	845	805	847	828

※ 一般廃棄物処理実態調査

2．用語解説

用語		解説
英数字	ACP	Advance Care Planning の略。将来の医療・ケアについて、本人が家族や医療・介護関係者と前もって話し合い、意思を共有しておく取組。愛称「人生会議」。
	DX	Digital Transformation の略。デジタル技術の活用により、業務や行政サービスのあり方を抜本的に変革する取組。
	ICT	Information and Communication Technology の略。「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネットなどの「情報技術（IT）」に、通信技術（人と人、人とモノをつなぐ技術）を組み合わせた総称。
	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設・維持管理・運営に、民間の資金やノウハウを活用する手法。
	UJI ターン	U ターン（地方出身者が出身地に戻る）、J ターン（出身地近くの都市部に移る）、I ターン（出身地以外の地方に移住する）の総称。
	5R 運動	ごみを減らすための 5 つの行動。リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リペア（修理）、リサイクル（再資源化）の頭文字。
	6 次産業化	農林漁業者（1 次産業）が、加工（2 次産業）や流通・販売（3 次産業）まで一体的に手がけ、収益力を高める取組（1×2×3＝6 に由来）。
ア行	ウェルビーイング	心身の健康だけでなく、精神的・社会的なつながりも含め、人が良い状態にあることを表す概念。
	エシカル消費	人や社会、環境、地域に配慮した消費行動のこと。「倫理的消費」とも呼ばれる。
	オレンジカフェ	認知症の人やその家族、地域住民、医療・福祉の専門職など、誰もが気軽に集まり、お茶を飲みながら交流や情報交換ができる場所。
カ行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量をゼロにすること。日本は 2050 年までの実現を宣言。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来ただけの「交流人口」でもなく、地域と多様に関わる人々（地域外の人々）のこと。
	業務継続計画（BCP）	災害等の緊急事態が発生した場合でも、行政として優先度の高い業務を中断させず、又は早期に復旧させるための計画。BCP は Business Continuity Plan の略。

用語		解説
	公有水面	海浜、海面、河川、湖沼、水路など、国や地方公共団体などの公有に属する水面及びその下にある土地のこと。
	こどもまんなか社会	常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもや子育て当事者の視点に立って施策を進める社会。国が掲げる方針。
	個別避難計画	高齢者や障がい者等、災害時に自力での避難が難しい人ごとに、避難の支援者・避難方法等をあらかじめ定めておく計画。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	生活に必要な都市機能を拠点に集約し（コンパクト）、それらを公共交通網で結ぶ（ネットワーク）ことで、人口減少下でも持続可能な都市を実現する考え方。国土交通省が推進。
サ行	シチズンシップ（市民性）	地域社会の一員として、課題を自分事として捉え、主体的にまちづくりに関わろうとする意識・姿勢。
	シビックプライド	地域の魅力や歴史を市民自身が誇りに思い、自らまちづくりに関わろうとする意識・愛着のこと。
	消費者市民社会	消費者一人ひとりが自らの消費行動が社会・環境に与える影響を自覚し、公正で持続可能な社会の形成に責任を持って参画する社会。
	森林セラピー	科学的な証拠に基づいて、心身の健康維持・改善やリフレッシュを図る、医学的・科学的なアプローチを取り入れた森林浴のこと。
タ行	地域運営組織（RMO）	地域の暮らしを守るため、自治会等の地縁団体と地域内のさまざまな団体が連携して、地域課題の解決に取り組む組織。RMO は Region Management Organization の略。
	地域共生社会	支える側・支えられる側に分かれることなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく暮らせる社会。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
	デジタルアーカイブ	歴史的な資料、美術品、文化財、公文書、地域の古い写真や映像など、さまざまな記録をデジタルデータ化し、将来にわたって保存・継承するとともに、閲覧・活用できるようにする仕組み。
	都市計画区域	都市としての健全な発展と、計画的な整理・整備を図るために、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして指定された区域のこと。
ナ行	南海トラフ巨大地震	静岡県沖から九州沖にかけての海底（南海トラフ）を震源域として想定される、大規模地震。国が長期的な発生確率を評価・公表している。

用語		解説
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、日常生活や仕事の中で認知症の人やその家族を温かく見守り、応援する人（ボランティア）のこと。
ハ行	避難行動要支援者名簿	高齢者や障がい者等、災害時に自力での避難が難しい人をあらかじめ把握し、避難支援に活用するための名簿。市町村に作成が義務付けられている。
	プラットフォーム	さまざまなサービスやシステム、製品などを提供・展開するための共通の基盤のこと。
	プレコンセプションケア	将来の妊娠や出産を見据え、性別を問わず、自分自身の心と体の健康に向き合うこと。
マ行	マイナ保険証	健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードのこと。
	メディアリテラシー	新聞・テレビ・インターネット等の情報を主体的に読み解き、正しく取捨選択・活用する能力のこと。
	メンタルヘルスケア	メンタルヘルスケアとは、心の健康（メンタルヘルス）を維持・増進し、ストレスや心の不調を予防・治療するためのケアのこと。
	木育	子どもをはじめとするすべての人が、木とふれあい、木に学び、木と生きることを通じて、木材・森林への親しみや木の文化への理解を深める取組。
ヤ行	ヤングケアラー	本来大人が担うような家事や家族の介護・世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。
	ユニバーサルデザイン	年齢・性別・障がいの有無等に関わらず、あらゆる人が利用しやすいように、あらかじめ施設・製品・環境等を設計する考え方。
ラ行	林業事業体	植林や下草刈り、間伐などの森林の育成から、木を切り出す伐採・搬出まで、森林の整備や木材の生産に関する作業を実際に行う企業や組織、個人事業主のこと。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と私生活の調和を図り、両方を充実させる考え方。